

1 4.21
3791

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



富山縣之水產

富山縣水產組合聯合會

1421-3791



富山縣之水產目次

第一編 概勢

目次	一、總說	一
	二、漁政概要	一〇
	三、水產講習所	一四
	四、水產組合漁業組合	二二
	五、富山縣水產組合聯合會	二七
	六、富山縣漁民組合	四
	第一章 漁業	
	一、重要寸法	四七
	二、漁船累年比較	五二
	三、漁船統計	五三
	四、難破漁船	五七

大正
7.4.13
内交

第二章 免許漁業

- 一、定置漁業.....六〇
- 二、専用漁業.....六一
- 三、區劃漁業.....六一
- 四、特別漁業.....六二

第三章 許可及届出漁業

- 一、許可漁業.....六三
- 二、届出漁業.....六四

第四章 漁業者

- 一、漁業戸口.....七一
- 二、漁業戸口累年比較.....七二
- 三、漁業戸口と漁獲物累年比較.....七三

第五章 出稼漁業

- 一、出稼漁業.....七五
- 二、出稼漁業雇夫.....七六

第六章 漁獲物

- 三、自營者及被雇者.....七九
- 一、鹹水の部.....八〇
- 二、淡水の部.....八九
- 三、河川漁獲物.....九二

第三編 製造

- 一、水産製造業戸口.....九五
- 二、水産製造物.....九七
- 三、罐詰.....一〇八

第四編 養殖

- 一、水産養殖.....一〇九
- 二、鮭兒人工孵化場.....一一一

第五編 雜

- 一、郡別水産物.....一一三
- 二、漁村状勢一覽.....一一三

目次

第一編 概 勢

第六編 參 考

三、主要漁村と一般使用漁具	一二一
四、漁村と漁獲物	一二三
五、主要漁具と漁獲物	一二六
六、魚類別漁業調査表	一二八
七、漁業と税金	一三〇
八、漁業と會社	一三四
九、神通川御獵場	一三七
一、漁獲物と重要産物	一三九
二、水産物と生産物比較	一四〇
三、北陸三縣縣費水産勸業費	一四一
四、北陸三縣重要水産物漁季概要	一四二
五、北陸三縣漁船	一四三
六、沿岸線と漁民及漁獲高	一四四
七、水産物産額府縣別比較	一四七

一、總 說

第一章 概 勢

本縣は沿海二十有余里、前圓に能登半島の斗出せるあり、背後に立山山脈の連續せるあり、此間一大灣を形成し、六大河を注し、加ふるに對馬海流の暖流と、津輕海流の寒潮の餘勢を受け而も灣内水深く、距岸僅かに數丁乃至十數十丁にして百尋線に達し、中には三百尋線の近く沿岸に凹入して、深澳部を形成する等特殊の海洋状態を有するを以て、魚族の繁榮に適し、古來漁業大に發達せり、故に沿岸線の短きに反し、漁獲高の大なること各府縣中其比を見ること尠く、年々漁獲高百五十萬圓乃至二百萬圓に達す、漁業に従事する戸數八千四百六十二戸、漁業者一萬六千八百五十四人、漁船三千八百九十艘に及び、水産製造額は年々八十萬圓内外にして製造戸數千二百六十戸製造に従事する者三千五百六十人、水産養殖を行ひ、池沼面積十五萬百七十九坪金額三千九百十三圓なり。

漁業 本縣沿岸は前項に述べたる如く灣内水深く、沿岸海底起伏に富み、魚族陸岸に接近して洞游するを以て定置漁業に適し、漁獲高の殆ど全部は定置漁業に依るの状態にして、沿海二十有余里の間、漁場數實に七百六十有余の多きに達す、運用漁業の主なるものは地曳網、手繰網及び刺網漁業にして是等沿岸漁業は近年魚族の減少に伴ひ、漸次衰頽せむとするの傾向を有し、就中定置漁業を以て其生命とする漁業地に於ては、其影響甚大にして、隨て近時露領、朝鮮並北海道、樺太等の沿海に出漁する者漸く多きを加へ、一面神合漁業を企畫する者續出し、將に漁業界に一革新を與へむとする形勢

總 說

を示せり、故に沖合漁業は夙に其の奨励に努むる所ありと雖も、古來沿岸漁業にのみ従事し相當の漁利を擧げつつありしを以て、沖合の漁場に暗く、又其の漁法に通曉せず、漁船亦是に適するもの甚だ尠く、爲に殆んど之を顧みる者なきが如き状態にして、其發達遲々たりと雖も、近年漸く是に着目する者續出し、現今補助機關付漁船九隻を算するに至れり

遠洋漁業として「オコック」海に於ける鱈釣漁業は一時勃興し、大正三年に於て六隻の出漁船を見たるも、時局の影響を受け現時其跡を絶つに至れるは遺憾とする所なり、然りと雖も露領沿海州、勸察加及西比利亞等の沿海に於ける鮭、鱈、鱈漁業は益々發達し、最近出漁船二十二隻に達するの状況に在り。

縣外出稼漁業は由來頗る盛んにして北海道、樺太方面に於ける鱈、鮭、鱈並鱈漁業を主とし其他朝鮮沿岸並巖手、秋田、石川、福井の諸縣沿岸に出稼する者多く、縣内沿岸漁業の衰へむとするに反し益々發達の傾向を示し最近大正五年度出稼に従事せる者の漁獲高七十九萬四千八百七十四圓に及び其他雇漁夫として露領、朝鮮、樺太、北海道其他に出稼する者五千五百六人此貸金五十五萬三千九百六十六圓に達せり

最近五ヶ年間に於ける産額を擧ぐれば左の如し。

年次	縣内漁業			高計	遠洋漁業		出稼漁業		出稼雇夫貸金
	鹹水	淡水	漁獲高		漁獲高	漁獲高			
大正元年	一、七〇三、五七〇	一、三三、八三六	一、八六六、四〇六	一、六九、八三三	五五八、三六一	一八七、六二八			
同 二年	一、八九三、六七三	一、五四、〇三〇	二、〇四七、七〇三	五三六、四九八	四六八、一一五	一七、四〇三			
同 三年	一、六四三、七九	一、三三、一九五	一、七四七、九八四	六一五、九二七	四七一、八九〇	二〇三、六二五			

同 四年	一、二八二、六八九	一〇九、二七七	一、三九二、〇六六	—	四五七、一九五	三七七、五五九
同 五年	一、七四七、三九九	二九、〇九〇	一、八六六、四〇九	—	七九四、八七六	五五三、九六六

水産製造 由來本縣は交通機關の利便なるを、主なる漁期の秋季より冬季に亘るを以て多くは鮮魚のまゝ處理せられ、加工製造せらるるもの比較的尠しと雖も、年々産額八十萬圓に達す、製造品の主なるものは所謂越中鮭と稱する二番鮭、鹽鮭、鹽乾鮭、養乾鮭、養乾蟹烏賊、開乾鮭、乾蝦等にして、特殊製造品として、鮭、鱈、鮎の鮫、柔魚黒作、鼈甲蝦、辨慶蝦及び最近再興せる鱈油漬罐詰等あり、最近五ヶ年間に於ける産額左の如し。

年次	鱈製品	鮭製品	鮭製品	蝦製品	柔魚製品	其ノ他	計
大正元年	一六六、四三三	一三三、一三八	一〇六、四四五	一一〇、九四〇	七五、〇二二	一三七、〇六一	六三九、〇一八
同 二年	一九七、七三〇	三三九、一〇七	一四八、〇四二	三三、五〇〇	一〇五、〇〇九	一三八、三三三	八五一、六一九
同 三年	一七三、六七一	二五四、六八六	一二七、五五	三三、七九〇	一一五、〇五七	一一八、三三三	八三三、一六六
同 四年	一一〇、六九五	一一三、一七〇	一一〇、六八六	三三、七五五	七四、五三	二二九、五四〇	七〇〇、六六三
同 五年	一一〇、〇六一	一七七、七三九	一一一、八一五	三三、七二五	九三、九三三	二二五、一〇一	七三三、四一一

水産養殖 養殖業は未だ發達の域に達せず、小數の養鯉業者を除き多くは農家副業の稻田及溜池利用の養鯉あるに過ぎずと雖も、魚族蕃殖殊に鮭の蕃殖保護は遠く明治十六年神通川に於て人工孵化を試み爾來連續して之を行ひ、最近富山上

新川婦買水産組合の神通川鮭人工孵化場及び下新川郡水産組合の黒部川孵化場を存し大正六年度より該孵化事業を縣營に移したり、その他神通川、小矢部川、庄川、白岩川及放生津瀉に於ける稚鯉の放養、放生津瀉及十二町瀉に於ける鰻、水見郡沿海に於ける蛤の移殖は夙に水産組合聯合會に於て之を行ひたりしか、放生津瀉に於ける鰻の養殖は其効績甚しく、古來本縣殊に同瀉には其の影を止めざりしもの今や縣下鰻の供給地として名聲を博するに至れり。

御獵場 神通川産鮭、鱒、鮎は嘗に其の産額多きのみならず、他産のそれに比し味頗る佳美なるを以て、明治四十五年四月神通川を御獵場に指定せられ、毎年各盛漁期に於て御獵を行はせらる、御獵場の區域は第一區征津橋より上流二百間、下流六百間、第二區上新川郡新保村地先七百間、第三區有澤橋より下流四百間とす。

四

水産上ノ施設

水産講習所 本所は明治三十三年の縣設に係り、水産に關する學理及技術の講習を目的とす、學科を別ちて本科、遠洋漁業科、研究科及び別科の四種とし、本科は修業年限を一箇年として漁撈、製造、養殖に必要な學科及技術を授け、遠洋漁業科は修業年限を三箇年となし、初年に於て漁撈、航海、運用其の他必要學科及技術を修得せしめ、次より二箇年間遠洋漁船に乗組ましめ實地練習せしむ、又研究科は修業年限を一箇年以内とし、本科卒業後尙ほ研究を志望する者の爲めに設く、別科は修業時期を六箇月とし、漁撈、製造、養殖の三科中、一科若くは其種目を限り現業を主として習得せしむるものとす、本所開設以來卒業生を出すこと本科百八十四名遠洋漁業科(明治四十三年を第一期とす)四十六名に達し、水産上裨益を與へたること尠からず、遠洋漁業科は無試験にて丙種漁獵長たるの資格を得へし、府縣水産講習所若くは學校中此資格を得たるは本所を以て嚆矢とす。

各種組合 水産組合は沿海六郡中氷見、射水、中新川、下新川の四郡各々その沿海町村を區域として組合を組織し、富山上新川婦買水産組合は神通川流域町村を包擁し、庄東水産組合は放生津瀉及之れに注入する河川沿岸漁業者を包括し之等水産組合を以て水産組合聯合會を組織せり。

漁業組合は下新川郡に九組合、中新川、射水、氷見各郡に三組合、上新川郡婦買郡に各一組合、合計二十組合にして此中鹹水に屬するもの十八、淡水に屬するもの二ありて何れも共同の利益を目的とし、共同施設事業として漁獲物共同販賣所を設くるもの四組合、漁業用物資の共同購買事業を実施せるもの三組合あり其他魚付林の植栽、共同貯蓄、暴風警報信號、魚介藻の蕃殖、遭難救恤等各其の必要に應じて實施し漁村の振興發達に努めつつあり。私設團體として富山縣漁民組合あり、朝鮮海に於ける漁業の經營を目的とし、縣下主なる漁業者を以て之を組織す現今朝鮮に於て定置漁場師大敷漁業權三、小台網漁業權五合計八漁場の免許を得、漁業を經營しつつあり。

第二章 漁業

第一節 定置漁業

本縣漁業の状態は前章に述べたる如く殆んど其全部は定置漁業なるを以て之が改善は漁業の發展上極めて重要な事に屬せり、而して其方法として現在施行しつつある主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、漁具の改善、漁具の形狀、構成、材料等の研究を爲し漸次其改良を圖りつつあり。

總 說

五

二、漁場整理、漁場の整理は定置漁業の漁獲率を増進せしめ且つ其改善を促す方法手段として唯一最良の策たるや論なし、今や着々其實行に着手し其整理に力めつゝあり他日其完成の曉に於て本縣定置漁業の面目を一新し改良の促進者しきものあるを疑はず。

六

第二節 オコック海鱈漁業

オコック海鱈漁業は其漁獲物の未だ世界大市場に接觸する機會なかりしを以て其發達頗る遅々たるも近き將來に於て必ず長足の發達を遂げ世界的漁業たるべき運命を有するを疑はず、而して本縣に於ける斯業の嚆矢は水産講習所練習船高志丸の明治四十二年以來年々滿船歸航して其範を示せるに起因し一昨大正二年度より漸く民間出漁船を見るに至れり而して本縣出漁船は其漁船の在來の鮭鱈運搬船たるの故を以て遺憾ながら遠洋漁業獎勵金を受くるを得ざるを以て縣は大正二年度より水産組合聯合會をして一千圓の獎勵金を交付せしめ之が出漁を獎勵しつゝありたりしも時局の影響を受け目下出漁船中絶の姿なるは遺憾とする所なり、然れどもオコック海鱈漁業は地勢上當然日本海沿岸の漁業家に依りて着手せられ且つ勃興せらるべきものなり況んや内地需用地として北陸信越の諸縣は本邦第一と稱せらるゝを以て他日恐らくは本縣伏木港は本漁業船の中心港となるべきを信し切に其豫想の適中を祈るものなり。

第三節 出稼漁業并に遠洋漁業

由來本縣は縣外出稼漁業頗る盛んにして北海道方面に於ける鱈、鱈等の漁業を主とし巖手縣南部地方の柔魚釣これに次ぎ大正四年度に於て自營出稼者六百三人、雇夫として出稼する者五千八百二十三人、漁獲高四十五萬七千九百九十五圓、雇夫

賃金三十一萬七千七百五十九圓に達す、而してこれ等出稼漁夫の多くは賃金の過半を出稼中遊興、賭博等に消費し實際送金もしくは貯蓄し得るもの其半數にも達せずと稱せらるゝを以て近く縣はこれか團體を作り其弊を矯正し自船經營のものに對しては各漁場に依り團體組織を爲さしめ共同購入共同販賣等の方法を取らしめ被雇漁夫に對しては先方の雇主と組合との交渉に依り條件、期間、賃金等悉く組合の手にて處理し組織的にこれか發達を圖らんとし目下これか計畫中に屬せり、今や人口の増加と漁場の整理合同等に依りて漁夫の過剩は當然來るべき運命なるを以て幸にも既に相當の根柢を有する出稼漁業をして組織的に發達せしむるは漁場の狹隘なる本縣に於て特に必要の事業なりとす。

本縣統計に示せる遠洋漁業は實は出稼漁業の一種に屬すべきものなり、帆船又は汽船を運搬船として沿海州、カムチャツク、樺太等に出漁して鱈、鮭、鱈等を漁獲するものにして大正五年度に於ては日本型二十二隻の出漁船を見たり。

第四節 沖合漁業の獎勵

本縣は定置漁業甚だ盛んなるを以て漁夫の多くは沖合漁場に詳かならざるを定置漁業者は自己の漁業を保護する上に於て沖合漁業の發達を喜ばざる傾向あるも近岸定置漁業の圏内に來遊せざるもの或は偶々近岸に來遊するも其大群は常に沖合に在る魚群もしくは根魚の如く沖合深海部の岩礁等に固定棲息せるものに對しては何等近岸定置漁業と衝突すること無きを以て之等の漁業の勃興は漁業の發達上極めて必要の事なり、本縣は近時定置漁業の整理改善を圖るに共に沖合漁業の獎勵發達を企圖し水産講習所をして大正三年度より漁場の探險をなさしめ大正四年度に於て十二馬力石油發動機附漁船を建造し鮭漁業試験を開始し其成績極めて良好なりしを以て直ちに民間企業者出で目下石油發動機附漁船九隻を算し尙ほ大に

總 說

七

増加せむとするの傾向あり、縣は此趨勢に鑑み適當なる獎勵方法を講せんとし先づ以て大正七年度より之等沖合漁業従漁船に對し獎勵金を下附することとせり。

八

第五節 漁船の改善

漁船の改善に關しては夙に其必要を認め水産講習所に於て夫々調査を開始し一面船匠講習の必要を認め大正四年度より水産組合聯合會主催の下に本縣新湊町に於て其の第一回船匠講習會を開會し第二回を更に同町に於て其第三回を大正年六月魚津町に於て開催したり。

第六節 漁業上の經濟的施設

漁業の發展策として一面積極的に多獲の方法を講ずると同時に他面に於て其經營法を經濟的ならしめ二者相俟て改善發達の効果を完からしむるを要す縣は以上の方針により目下其方法として獎勵指導しつゝある事項を擧ぐれば左の如し。

- 一、漁具材料の共同購入
- 二、漁具の保存法主として染料の改良
- 三、共同作業場の設置
- 四、共同漁獲物運搬船の建造
- 五、共同貯氷庫并に簡易氷藏庫の設置
- 六、共同餌料購入

第三章 水産製造業

第一節 製品検査機關

製品の改良は製造組合に依りて其製造法を改良し且つ統一を圖り販賣組合等の検査機關に依りて品質の昂上を圖るを以て最上策とす、本縣は重要製造品たる開鱈、養干鱈、乾蝦、蟹烏賊、養干等の品目を限り下新川郡、射水郡、氷見郡の三水産組合に於て製品検査を施行し品質の昂上と統一を圖りつゝあり、而して其成績は極めて良好にして需用地より意外の好評を受け品位向上しつゝあり。

第二節 輸出製造品の獎勵

本縣に於ける海外輸出水産物として將來有望なるものは一開鱈(米國式無骨並にスケトウ開乾)二鱈油漬罐詰、鹽漬鱈等なり、無骨開鱈に關しては農商務省に於て熱心之か販路の調査を爲し且つ南支那並に米國方面に試賣しつゝあるを以て近き將來に於て相當なる成績を見得べきを信す、鱈油漬罐詰は近時漸く海外市場に於て有望の曙光を認め獎勵の結果最近に於て氷見郡氷見町に該製造工場開始せられ大正六年に於ける産額二千余箱に達したり、鹽漬鱈に至りては今直ちに其有望を斷言し得ざるも歐米の需用力より察するに略其有望を推測するに難からず。

第四章 養殖

總 說

九

第一節 鮭人工孵化事業

鮭人工孵化場たる富山上新川婦員水産組合孵化場は大正元年舊來の設備を全く改造し約百五十万粒の孵化生育に堪ゆる設備を有するに至れるも幾多の障害に依り未だ人工孵化事業の最低限度たる五十万粒にも達せざるは遺憾なり又大正三年度より下新川郡水産組合の黒部川に孵化場を設置したるか大正六年度より右両孵化場共之れを縣營に移し事業の充實を計りつくあり。

第二節 溜池利用養殖

溜池其他の廢水面利用は夙に大に意を注ぎ既に先年本縣水産講習所に於て溜池利用養鯉試験を爲し、又一面縣水産組合聯合會は大正五年度より引續き鯉魚を無償配付をなし以て其の獎勵に努めつくあり

二、漁政概要

本縣古來の漁政に關しては考証書類の徴すべきもの少く口碑の據るべきもの亦微々たりと雖も彼此綜合するに天平年間氷見浦に於て中納言大伴家持卿に鱒、鰒等を献上したることあり。或は氷見浦に於ける介類の養殖が本邦中最古に屬すると云へるあり或は天文文祿の頃放生津鴻に於て海面漁業者と潟上漁業者との間に水族捕獲に關し紛擾を醸し事態錯綜漸く解決せしめたることあり即ち以て當時既に早く漁業に關する政策を採りしを知るへし、降りて徳川幕府の政權を執るに及び

藩政漸く完備の域に達せるに至りては漁業を營まんとするときは必ず藩主の許可を要し網税の負擔を要したるのみならず苟も出願漁場の新規によるものは居住地役人の証明を要したり然も一旦許可を得たるときは買置讓與貸付等任意に之を處分し得て既に漁業權因子の胚胎あるを知るべく若し漁業の妨害等をなしたるときは官に之を争ふを常と謂ふ、而して此を取締に就きては地方により一定せず或は魚市場の如き民間事業に吟味人を設けて之を監督せしめ或は肝煎、十村の如き地方役人の直接これを取扱ひたるものあり、全海岸に七浦の設けあり、これを本浦と稱し藩主より浦肝煎役を置き其餘の小浦を散浦或は端浦と唱へ最寄本浦の配下に屬せしめ肝煎役は浦法の實施を掌りしものなり其他氷見浦灘浦に於ては献上斷ありし爲め之を捕脱せしめざる爲め魚見役なるものあり漁獲に付き監督の任に當れり然れども往々所謂封建の弊風を免るゝ能はず放生津浦に於ける吟味人木屋藤左衛門の如きは挺身難に殉し遂に町政の改革を促したることあり亦文化三年四年漁業者の紛擾を惹起し佐賀久右衛門、嵐四郎平の如きは挺身難に殉し遂に町政の改革を促したることあり亦文化三年四年方浦に於ては當時專横なる富山奉行の富山魚行商の禁止により町民飢饉に瀕し慘狀默視するに忍びざるものありければ町年寄の梅野彦八奮然蹶起し再三再四請願容れられざるに及び遂に屠腹して憤死し至誠漸く其の禁を解かしむるに至りたることあり其の他漁場の紛争は古來免かれざることを常として常に相當の救濟方法を設けたり即ち漁場間の紛争を起したる場合には町村肝煎役或は十村に對し事由を具して訴を提起すべく肝煎役等は許可當時の條件、漁場圖及び慣行等を精査して憑據をなし以て理由曲直を裁定し若し事實の錯綜判明し難きに於ては隣漁場漁業者を立會はしめ綿密なる調査を遂げ利害得失を究め然る後裁定せるを例せざるも總て仲裁的方針を持し妥協和解せるときは双方連署の納得書に地掛役人の奥書を得たる上に十村の証明を経るものせり然れども万一此の方法に服せざるときは御算用場即ち奉行所へ出願するものと

漁政概要

し奉行所は關係人一同を呼び出し夫々吟味の上裁決を下し尙之に服せざる場合は、漁業を禁せられたり、而して自浦他浦の間に於て漁場區域等の紛争を生じたる場合にも略同様の手段を採り解決せり又漁業者の負擔は前田氏統治以來古來の慣例を參酌して網役と稱する法を設け米又は銀を上納せしめたりしが寛文十年に至り藩主は税法を改定し物成、小物成御印なるものを發布し從來の網場を定めこれを御印付網場と稱し毎年御扶持人十村等をして納額を定め各漁業者に告知して納銀せしめたり税金の種類は地子銀、浦役、鮭役、網役、鰯役、鰯役、外海船擡役銀、獵船擡役等とし網役として毎年納税すへきは春夏鰯網、夏鮭網、秋鰯網、鰯網等に區分し特に氷見浦に於ては寛永十四年氷見町地子米高歩に付助成として鰯網場を拜領し御拜領網と稱し納税の義務を有せざりき、献上物に關しては確固たる制なしと雖も氷見郡等に於ては初鰯の上納を要し若し之を履行せざる場合は鰯の發賣を禁したり其の他珍魚、奇介の捕獲せる場合は常に献上するを例とし元祿十六年新湊町の金鯛献上の如き其の一斑を窺知するに足るへし、又水族の蕃殖保護に對しても古くより注意を拂ひたるものゝ如く享和三年の浦法によれば春夏鰯網、秋鰯網に引揚期間を定め或は夏時禁漁期を定め水族蕃殖場と看做すへき箇所には網卸をなし得ざるの制あり或は漁具に制限をなし文政年間頃藩費を以て毎年二回蛤の放流したる事實あり、亦沿岸所在に散在せる松林は魚付林の古制を語るものにして氷見郡の國境には石動山字論地と稱する大なる山林あり窪村、柳田村、島村、太田村の藩林數百町歩あり放生津より堀岡村に至る一里、東岩瀬町より四水橋町に至る、二里其の他海岸の神社等の境内の鬱蒼たる松林は常に其の伐採を禁したるを以て漁獲高常に高かりしと雖も維新以來俄に民有に歸せしものあり爲めに亂伐の弊に陥り今や舊態を存せざるに至り著しき不漁の因をなせりと謂ふ。

上述の如く本縣の漁業に關する制度は頗る古き歴史を有し居れるか現今に於ては沿海の免許漁業は一千餘に上り海岸線に

比し其の數の多きこと實に各府縣中第一位にあり而して免許漁業は漁業法に據るべきを以て暫く措き地曳網、瀬曳網、手繰網、巻網、刺網、採藻業等の漁業を爲すには知事の許可を必要とし其の他低級なる漁業を爲すには届出を要するものゝ如し然るときは郡役所に於て鑑札を下附するものにして相續買入又は貸付を許さず而して鑑札の磨滅、紛失を來せる場合は更に書換或は再下附の申請をなすものとせり而して蕃殖保護に對しては消極的に嚴格なる制限を加へ河川に於ては流網の使用を神通、庄、小矢部の本流に限りたるか如き或は鮎に對しては禁漁區を設定せるか如きあり或は地曳網刺網の使用又は遡河魚類の通路に於ける漁業に對しては流幅により網長を制限し海面に於ては重なる河口に特種なる漁業を禁止し或は沿岸二百間以内在る瓢網角網漁業には季節の制限を加へ網目細少なる雜魚手繰網長きに過ぐる流網其の他瀬張網、簀圍、築に至りては全然これを許さず尙蕃殖上保護を要すへき鮎、鮎、鮎、鰻等に對しては或は期間により或は体長により採捕販賣を禁し以てその目的を達成せんせり又舊慣に於けるか如き漁業者の保護に對しては偶發的天災地變に處する救濟手段としては漁業組合或は水産組合聯合會の共同施設に俟つ外一定せる規程の存せざるは勿論なれども定置漁業及特別漁業には保護區域を定めてこれを保護し營業中一部の漁具の使用を禁し或は火光を用ひて水産動物を群集せしめて爲す漁業及び免許漁業の目的たる水産動物を他に誘導散逸せしむる行爲は特に免許を受けたるものゝ外は絶対に禁止しその他保護區域内にはその漁業の目的とする通路を害せざるにあらざれば再び免許せざる等の定めあり。

之等は本縣に於ける規則として發布せられたるものなるも此の他漁業の改良發達、水産動物の蕃殖保護其の他總て共同的利益の爲めに六水産組合あり之を統一する水産組合聯合會あり毎年鮭兒、鯉兒を縣下諸大川に放流し鰻兒を放生津瀉十

あり又漁業者共同の利益を得る目的として二十漁業組合あり遭難救恤、醫療費又は葬式費或は遺族扶助をなし、或は強制貯金を行ひ以て協心戮力萬一の變に備ふるの方法を講しつゝあり。
尙大正四年よりは低利資金の供給を得し漁業組合共同施設事業に向て活動せしめたり。

三、水産講習所

沿革及概況

沿革

一、水産研究會時代

明治二十九年六月石川新六、神保芳郎、高橋直基等主唱者となり、中新川郡水産研究會を創設し本縣より諸器械を借入れ水産製造法につき研究を爲す。

二、水産會時代

水産研究會は滑川町有志の組織に止りしか明治二十九年十二月同郡有志相協り之を擴張して中新川郡水産會を組織す。

三、中新川郡水産會水産講習所時代

明治三十四年四月中新川郡に水産巡回教師を置くや水産會は之に講師を囑托して水産講習所を滑川町宇橋場に設置し同年七月開所せり其の科程は簡易なる水産學及製造法にして修業年限を一箇年とせり。

斯くて一般の氣運漸く進み同三十二年に至り滑川町は町費を以て校舍及實習場を同町宇荒町に建築し之を貸與せり超へて明治三十三年縣立水産講習所設立せらるゝに及んで閉所せり。

四、富山縣水産講習所時代

明治三十三年二月十六日富山縣告示第四十一號を以て富山縣水産講習所を中新川郡滑川町に設置し講習所規則を定めらる學科は本科及專修科の二とし修業年限は本科一箇年半專修科二箇月乃至三箇月とす而して元中新川郡水産會水産講習所の建築物を借入れ四月一日より授業を開始し樞谷政鶴所長を命ぜられ同六月二十日訓令乙第五十九號に依り各科目教授の程度授業時間及生徒心得等を定めらる。

明治三十四年一月十一日告示第六號を以て水産講習所規則第六條に依り專修科規程を定められ同十月第一回本科卒業生十二名を出す。

明治三十五年校舍及敷地を買上り同四月射水郡新湊町立水産講習所を併合し同所附屬の養魚場を以て本所支所とせり。
明治三十六年四月十日富山縣告示第七十六號を以て生徒手當支給規程及同六月訓令乙第八十七號を以て講習規程を定めらる。

明治三十七年四月一日富山縣令第二十二號に依り講習規則並に訓令甲第三十六號に依り講習規程を改定せられ本科修業年
水産講習所

限を一箇年とし同日縣令第二十三號に依り短期講習規程を定めらる。

同年六月より軍用罐詰及鹽麩製造監督及検査を爲す。

明治三十八年四月所長樫谷政鶴辭任につき技手木村廣三郎所長代理を命せられ同年八月高椋榮吉所長を命せらる。

軍用食料品の製造に對し監督及検査を繼續す。

明治三十九年從來の入學期九月を四月に延期し告示第百九十三號に依り本年に限り生徒の募集を行はす。

明治四十年三月一日縣令第十二號を以て富山縣水産講習所規則を改定し新に同日告示第六十一號に依り遠洋漁業練習科規程同第六十二號に依り研究科規程同第六十三號に依り別科規程同第六十四號に依り生徒手當支給規則を定めたる其修業年限を本科一箇年遠洋漁業練習科一箇年研究科一箇年以内別科六箇月以内とす而して明治三十七年四月縣令第二十二號本所講習規則及同第二十三號短期講習規則は之を廢止せらる。

同年三月三十一日射水郡新湊養魚地を廢す。

同年十二月二十三日射水郡新湊町字六渡寺町庄川河口に於て遠洋漁業練習船の建造に着手す。

明治四十一年三月六日縣令第十九號を以て富山縣水産講習所規則を改定し四月一日より實施せらる之れ現行の規則にして修業年限は本科一箇年遠洋漁業科三箇年研究科一箇年以内別科六箇月以内とす而して明治四十年三月縣令第十二號講習所規則及同告示第六十一號第六十二號第六十三號の各科舊規程は廢止せらる。

同年五月六日練習船の進水式を舉行し高志丸と命名す大浦農商務大臣の祝電及神山水産局長臨場祝辭あり七月竣成二橋スクーナー型帆船總噸數九十四噸二一總費一萬八千四圓を要せり八月出帆朝鮮元山港に直航し咸鏡南道及慶尙南北兩道に亘

り漁場調査を爲す遠洋漁業科二年生を練習の爲め乗船せしむ。

同年九月遠洋漁業法施行細則第三十二條第二項に依り農商務大臣の認定あり即ち本所遠洋漁業科卒業生は無試験にて丙種漁獵長免狀の下附を受く但し滿二十歳未滿のものは其の年齢に達する迄漁獵手免狀を下附せらるることとなる。

明治四十二年三月練習船高志丸朝鮮沿海漁場調査を了へ歸航す六月オコック海鯨釣漁業の爲め出帆約二萬六千尾を米國式無骨開鱈に製し十月歸航す。

同年十月一日東宮殿下北陸行啓に際し御使の差遣を忝ふす。

明治四十三年三月第壹回遠洋漁業科及研究科卒業生を出す。

同年六月練習船高志丸は鱈ドーリー手釣漁業試験の爲めオコック海に出漁し三萬六千余尾を滿載し非常の好成績を得て歸

着し船員一同和衷協力克く職務に努め好成績を擧げたるの故を以て濱田本縣知事より賞状を賜はる。

明治四十四年一月縣令第四號を以て富山縣水産講習所基金規則を定め所屬練習船の漁獲高を蓄積し練習船の改造若くは建

造費を補填するの資に充つ。

同年九月練習船高志丸オコック海より鱈四萬尾を釣獲して歸る、爾來年々練習を兼れオコック海に出漁し好成績を

收めつゝあり。

同年同月所長高椋榮吉辭任につき小石季一所長に任せらる。

大正五年十一月小石所長高知縣水産試験場長に轉し新に阪元清所長に任せらる。

概況

水産講習所

水産講習所

卒業年度	遠洋漁業科卒業生状況				
	卒業回数	全卒業人員	遠洋漁組乗船	漁業	商業
明治四十三年	一	三	一	一	一
同四十四年	二	三	一	一	一
同四十五年	三	九	六	一	一
大正二年	四	七	七	一	一
同三年	五	六	四	一	一
同四年	六	七	七	一	一
同五年	七	十	七	一	一
合計	三三	三三	三三	六	五
死亡					
計					
合計	三三	三三	三三	六	五

二一

卒業年度	研究科卒業生状況									
	卒業回数	卒業全人員	水産製造業	官公署奉職	商業	其他	計			
明治四十三年	一	一	一	一	一	一	一			
同四十四年	二	一	一	一	一	一	一			
合計	三	二	二	二	二	二	二			
明治三十九年	六	十二	二	二	二	二	十二			
同四十年	七	十一	一	一	一	一	十一			
同四十一年	八	十二	一	一	一	一	十二			
同四十二年	九	十六	一	一	一	一	十六			
同四十三年	十	十五	一	一	一	一	十五			
大正二年	十一	九	一	一	一	一	九			
同三年	十二	十五	一	一	一	一	十五			
同四年	十三	十五	一	一	一	一	十五			
同五年	十四	十五	一	一	一	一	十五			
合計	六六	六六	六	六	六	六	六六			
其他										
計										
合計	六六	六六	六	六	六	六	六六			

二〇

合計	計	39	27	2	4	3	3	39
----	---	----	----	---	---	---	---	----

科目	修業全人員		漁業		水産製造業		石油發動機		官公署奉職		計
	數	額	數	額	數	額	數	額	數	額	
鯛一本釣		7		7							7
鯉油漬		7									7
鮪網		6		6							6
蒲流鉢		6									6
石油發動機運轉法	116		13		97		4		2		116
合計											

五、高志丸累年漁獲表

年次	種類	開		鱈		舌		肝		油		合計
		數	量	數	量	數	額	數	量	數	額	
明治四十二年	度	八、九四〇	〇・三〇〇	二、六二〇	〇・九〇	一八、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	六、一五〇	二、七三三	〇・五〇	二七、三三三
同四十二年	度	一三、一七〇	〇・八三三	三、四六六	〇・三三四	三七、四〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一五、一〇〇	三、六五五	〇・二四	三六、五二四

年次	種類	鱈		魚		魚		魚		魚		合計
		數	額	數	額	數	額	數	額	數	額	
同四十四年	度	一四、五三〇	〇・〇〇〇	三、七三三	〇・八七三	一五〇、〇〇〇	三、〇〇〇	四四、〇〇〇	七、〇〇〇	三、八三三	〇・八七三	三、八三三
大正元年	度	一四、六七〇	〇・六〇〇	四、〇五三	〇・三二五	一八、〇〇〇	二、八〇〇	六、〇〇〇	五、九〇〇	四、一九五	〇・五二五	四、一九五
同二年	度	一六、一三〇	〇・五〇〇	四、四七〇	〇・六六〇	一八、〇〇〇	一、八〇〇	八、〇〇〇	七、八〇〇	四、五六三	〇・四〇〇	四、五六三
同三年	度	一七、六〇〇	〇・〇〇〇	四、九〇〇	〇・八〇〇	六五、〇〇〇	九、一〇〇	六、〇〇〇	六、六五〇	五、〇〇六	〇・五五〇	五、〇〇六
同四年	度	一〇、二〇〇	〇・〇〇〇	五、六五〇	〇・四〇〇					五、六五七	〇・四〇〇	五、六五七
同五年	度	一八、一〇〇	〇・〇〇〇	五、三四〇	〇・〇〇〇					五、二四九	〇・〇〇〇	五、二四九
同六年	度	一七、五八〇	〇・〇〇〇	七、三四〇	〇・〇一〇					七、三六四	〇・〇一〇	七、三六四
合計		一四〇、九四五	〇・二九三	四一、七三五	〇・五九一	六三三、〇〇〇	一四、四四〇	三三三、〇〇〇	四九、五〇〇	四、三六五	〇・二二	四三、三六五

四、水産組合漁業組合

本縣に於ける水産組合は沿岸六郡中水見、射水、中新川、下新川の四郡各々その沿岸町村を區域として組合を組織し漁業の啓發に努め神通川流域町村を包擁する富山上新川婦負水産組合あり、放生津瀉の漁業者を包括せる庄東水産組合あり各その目的に努力し漁業智識の普及を計る爲め縣廳或は縣水産講習所より講師を聘し講習會又は講話會を開き水産好燈をなして興趣を助け或は製造實習をなす等當業者に學理の應用を實地に示し魚付林の願廢は漁業に重大なる關係あるを以て、れが植栽を奨励し苗木を購入して配付するものあり又視察員を他府縣に派遣し漁業の調査をなさしめ漁具構成或は實地操業上の特殊事項を調査し採長補短の手段を講し、或は鯉兒、稚蛤、鰻兒の放流をなし遭難者には救恤、吊慰の方法を採りつ

水産組合漁業組合

あり、その他富山上新川婦賃水産組合及下新川郡水産組合（鯉人工孵化場参照）に於ける鮭兒人工孵化場の經營の如きは特筆大書すべきものなり、以上水産組合を以て組織せる水産組合聯合會ありて各水産組合の指導誘掖に努めつゝあり。

（水産組合聯合會参照）

漁業組合は下新川郡の九組合、中新川郡、射水郡、氷見郡に各三組合、上新川郡、婦賃郡に各一組合併せて二十組合あり鹹水に屬するもの十八淡水に屬するもの二ありて何れも共同利益の獲得を目的とし組合員共助施設として遭難の場合には漁具、漁船の新調費修繕費を補助し或は醫療費葬式費を交付し又は遺族の扶助をなし漂流者には歸郷旅費の補助をなし遭難者救護者には賞與金を與へる方法を設くる等種々の施設をなして漁村の振興發達に努め居れり。

水産組合漁業組合の概況左の如し

水産組合の部

組合名	設立年月日	組長	組合員數	大正六年度豫算	事業概要
射水郡水産組合	明治三十六年一月二十一日	柴彦二	一	七四〇、〇〇〇	講話會、石花采蕃殖、製品検査
富山上新川婦賃水産組合	明治三十六年二月二日	橋文藏	一	八七三、五〇〇	
射水郡庄東水産組合	明治三十六年十二月八日	加藤新作	一三三	三三六、九三〇	鮭兒、鯉兒放流 無鑑札鑑視員設置
下新川郡水産組合	明治三十七年十月五日	濱田長次郎	五〇〇	四〇〇、〇〇〇	製品検査講習講話會

中新川郡水産組合
氷見郡沿海町村水産組合

明治三十九年十月十九日
明治四十年一月十四日

石川新六
山崎善之丞

一
八四

三三〇、〇〇〇
六三、五九〇

各種事業ノ獎勵補助
検査各種講話
製品検査石花采蕃殖
講習講話會開催

漁業組合の部

郡名	組合名	區域	設立年月日	組合員數	大正六年度豫算額	施設事業
上新川郡	東岩瀬町漁業組合	東岩瀬町	大正二年二月二十日	八〇	—	
中新川郡	西水橋町漁業組合	西水橋町	大正四年四月四日	二七	八二九、〇〇九	共同販賣、共同購買、遭難救恤
	東水橋町漁業組合	東水橋町	大正五年五月六日	六	—	
	滑川町漁業組合	滑川町	大正六年正月六日	一五	四五、八〇〇	水産講話會
下郡	魚津浦漁業組合	魚津町	明治三十五年十一月五日	一三五	一六〇、三〇〇	製網機貸附、漁業權享有行使
	宮崎浦漁業組合	宮崎村	明治三十五年十一月五日	二〇〇	一〇七、六四〇	遭難救恤、漁業權享有行使
	道下村漁業組合	道下村	明治四十五年四月五日	二四	四一、五〇〇	牡蠣養殖
	濱石田漁業組合	石田大字 濱石田村	明治四十八年三月三日	一八一	三九、八七九	漁業權享有行使

水産組合漁業組合

郡	川	射水郡	氷見郡
生地浦漁業組合	境村漁業組合	放生津漁業組合	間島新村漁業組合
飯野村大字	飯野村大字	雄神漁業組合	脇方漁業組合
境村大字	境村大字	二上村伏木町能町	尾漁業組合
明治四十三年	明治四十四年	新湊町大字	阿尾村大字
二月二十七日	二月二十七日	放生津町	阿尾村大字
二六	一六	二四七	七六
一三・五〇〇	一三・九一	九・〇〇〇	一・〇〇〇
沖合出漁獎勵、遭難救恤	漁業權享有行使	共同貯蓄金	石花菜蕃殖
遭難救恤、漁業權享有行使	水産講話會、遭難救恤	共同貯蓄、共同貯蓄、漁場探險	委託販賣
共同販賣、共同購買	共同販賣、共同購買	共同貯蓄、共同貯蓄、漁場探險	石花菜蕃殖、遭難救恤

五、富山縣水産組合聯合會

明治三十二年五月八日新業改良の爲め社団法人富山縣水産會設立せられ縣よりも多大の援助を得て漁撈製造の改良及養殖の方法を講考し且つ樺太及沿海州の漁業獎勵に力を用へたりしか漁業法制定せられてよりは沿海及樞要の地に水産組合の設置を促し明治四十年に至り沿海に四、淡水に二の設置を見るに至りたるを以て縣下有志相計り水産會を解散し同年三月創立總會を開き四月二十三日農商務大臣の認可を得て茲に始めて設立を見るに至れり。創立以來の事業概況左の如し

年次	明治四十四年	明治四十四年
經費決算	八二五、四六〇	九六八、五三〇
事業費	四一九、九〇〇	六一四、〇七五
事業概要	魚介類放流 鯉魚 三万尾 鯉魚 十二万尾 朝鮮海漁業調査員一名派遣。水産法規發行	水産講話會開會（韓海） 鯉魚 五万尾 魚介類放流 鯉魚 二万五千尾 鯛配繩購入當業者に試用せしむ。會報發行。韓海漁業調査員一名派遣。水産製造物改良せしむる爲め獎勵金を當業者に交付す

富山縣水産組合聯合會

郡名	大正五年	大正六年	計	口、鯉兒無償配付 (溜池利用獎勵)						
				同六	同五	同四	同三	同二	同元	
上新川郡	5,500尾	13,000尾	18,500尾	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
中新川郡	8,000尾	13,000尾	21,000尾	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	13,500尾	26,000尾	39,500尾	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

魚介類蕃殖ニ關スル施設
イ、鯉兒放流

年度	神通川庄川	小矢部川	白岩川	放生津瀉	計
明治四十年	15,000尾	7,500尾	7,000尾	1尾	10,000尾
大正六年	4,890,000	4,231,000			
大正五年	4,864,460	2,956,490			
大正六年 (豫算)	4,890,000	4,231,000			

魚族蕃殖 鯉兒放流 三十三貫
鯉兒無償配付 七万九千五百五十七尾
四縣懇話會開會。會報發行。朝鮮海出漁獎勵。鮭人工孵化獎勵。船匠講習會開會。水産誌編纂。漁船改良獎勵。博覽會出品獎勵。遭難救恤。水産組合事業獎勵。漁船改良獎勵。水産誌編纂。漁船改良獎勵。博覽會出品獎勵。遭難救恤。水産組合事業獎勵。船匠講習會開會。漁船員講習會開會。

會報發行。朝鮮海漁業調査員二名派遣。オコック海漁業獎勵。朝鮮海漁業獎勵。遭難救恤。鮭人工孵化場獎勵。船匠講習會開催。水産誌編纂に従事。

年次	八、鰻魚放流	
	放生	津瀉
明治四十年	15,000尾	10,000尾
同四十二年	15,000尾	10,000尾
同四十四年	10,000尾	10,000尾
同四十六年	10,000尾	10,000尾
同四十八年	10,000尾	10,000尾
同五十年	10,000尾	10,000尾
同五十二年	10,000尾	10,000尾
同五十四年	10,000尾	10,000尾
同五十六年	10,000尾	10,000尾
同五十八年	10,000尾	10,000尾
同六十年	10,000尾	10,000尾
合計	120,000尾	120,000尾

年次	二、蛤放流	
	新湊町地先	氷見郡沿海
明治四十年	6斗	6斗
同四十二年	1石5斗	1石5斗
同四十四年	1石5斗	1石5斗
同四十六年	1石5斗	1石5斗
同四十八年	1石5斗	1石5斗
同五十年	1石5斗	1石5斗
同五十二年	1石5斗	1石5斗
同五十四年	1石5斗	1石5斗
同五十六年	1石5斗	1石5斗
同五十八年	1石5斗	1石5斗
同六十年	1石5斗	1石5斗
合計	12石6斗	26石1斗

尙漁業獎勵規程、遭難救恤規程、漁船改良、補助規程及水産業補助規程左の如し
富山縣水産組合聯合會

漁業獎勵規程

三四

第一條 漁業獎勵の爲め毎年豫算の定むる範圍内に於て獎勵金を交付す

第二條 獎勵金の交付を受くべき者は本縣内に本籍を有する者又は本縣民を以て組織する會社は組合に限る

第三條 獎勵金は船体船具の設備并に漁業の種類に依り検査の上之を定む

第四條 海外移住の目的を以て家族を携行する者には金五十圓以内の獎勵金を交付す

第五條 獎勵金の交付を受けむべきは左の事項を記載したる願書を提出すへし但第三號及第四號は遠洋漁業者に限る

一、漁具の種類及個數(各種別)

二、漁業目論見書

イ、漁業の種類及其方法

ロ、漁場の位置若は方面並根據地

ハ、漁業季節及其期間

ニ、乗組員の本籍現住所、氏名并に其職務別

三、船舶國籍証書及船舶検査証書寫

四、船舶甲板裝置圖及艙内裝置圖

第六條 前條第二號にありては特に本會に於て指定することあるへし

第七條 獎勵金交付の指令を受けたる者にして前條の事項を變更せんときは本會の認可を受くへし

第八條 獎勵金の交付を申請したる者にして出漁準備完整したるときは出發十日以前に其旨届出て許可を受くへし
本則施行前既に出漁し又は漁業地に於て出發準備を爲さむとする者は第五條の申請書に其地官公署又は公認を受けたる

水産組合の証明書を添付すへし此の場合に於ては之を以て検査に代ふることあるへし
但し出漁者の都合に依り歸國後一部検査を行ふことあるへし

第九條 獎勵金の交付を受けたる者は漁期中に一回以上及漁期終了後一回第五條第二號に依り漁況を報告すへし
歸航したるときは即日届出て二十日以内に左記事項を報告すへし

イ、出發及歸着の年月日

ロ、漁業根據地及漁業の場所並出漁日數

ハ、出漁中の状況

ニ、漁獲物並製造物種類、數量、金額及販賣方法並地名

ホ、出漁中に於ける收支計算

ヘ、漁業將來の見込

ト、右各號の外主要なる事項

第十條 獎勵金は出漁準備の検査に合格したるときは其三分の二を交付し第九條の報告書提出後其殘額を交付す

第十一條 獎勵金の下付を受けたる者にして左の各號の一に該當する事實ありと認むるときは獎勵金の一部若は全部の返

富山縣水産組合聯合會

三五

還を命ずることあるへし

イ、本則又は本則に依り發したる命令に違背したるとき

ロ、虚偽の申出を爲し又は不正の行爲を爲したるとき

ハ、事業の施行確實ならざるとき

ニ、本會吏員及官公吏の検査を拒みたるとき

ホ、他業に轉したるとき

第十二條 本則に依り本會に差出すべき書類は出願者住所地の水産組合を経由すへし

水産組合長は其事實を調査副申すへし

水産組合設置なき土地に於ては町村及郡市役所を経由すへし

附 則

本則は當分の内朝鮮海出漁者及オコック海鱈釣漁業者に適用す

本則に依り獎勵金を受けむとする者は毎年四月三十日迄出願すへし

朝鮮海漁業獎勵規程は之を廢止す

遭難救恤規程

第一條 本縣内に住所を有する漁業者にして漁業に従事中不慮の變難に遭遇し死亡し又は行方不明となりたるときは其の遺族に救恤金又は弔慰金を交附す

第二條 救恤金又は弔慰金は組長に於て其の額を考量し遺族に之を交付す

第三條 第一條の遭難者ありたるとき當該水産組合組長は左の事項を速に報告するものとす

一、遭難者の住所氏名並年齢

一、遭難者の遺族氏名

一、遭難の場所、年月日及従事しつゝありし漁業の種類

一、遭難當時の状況

其他參考と爲るべき事項

第四條 水産組合の設置なき土地に住所を有する遭難者の遺族は漁業組合長若しくは市町村長の證明書を添付して第二條に掲げたる事項を申出つへし

但し漁業組合長若しくは市町村長に於て便宜本會に報告ありたるときは此の限にあらす

漁船改良補助規程

第一條 漁船の改良發達を獎勵する爲左の各號の一に該當する者に對し毎年豫算の定むる範圍に於て補助金を交付す

一、新に發動機付漁船を建造せむとする者

二、漁船に發動機を据付けむとする者

三、普通漁船にして左の各項の構造を完備せるものを新造せむとする者

(イ) 船体三分の二以上の水密甲板

富山縣水産組合聯合會

(ロ) 船首尾に適當なる補強工事

(ハ) 必要の個所に肋骨及水密なる隔壁板(仕切板)

第二條 前條第一號第三號に該當する船体には總噸數一噸毎に貳拾圓以内第一號及第二號に該當する機關にして新造の場合に純馬力一馬力毎に拾五圓以内新造ならざるときは之を斟酌す但し一噸又は一馬力未滿の端數に在りては五拾六入の算定に依る

第三條 補助金の交付を受けむとする者は左の各號の一に該當する者に限る

一、本縣内に引續き三年以上本籍を有し現に漁業に従事する者

二、本縣内に地區を有する漁業組合

第四條 補助金の交付を受けむとする者は願書に左の書類を添へ提出すへし

一、業務目論見書(書式第一號)

二、船舶件名書(書式第二號)

三、圖面

四、製造据付仕様書

第五條 補助金交付の指令を受けたる者にして前條の事項を變更せむとするときは本會の認可を受くへし

第六條 補助金は竣工したるときは本會之を検査し交付す

第七條 補助金を受けたる漁船及機關は獎勵金を受けたる日より五箇年以内に於ては本會の承認を得るにあらざれば賣買

譲渡又は賃貸することを得ず之に違反したるときは補助金全部の返還を命すへし

第八條 補助金の交付を受けたる者にして左の各號の一に該當する事實ありと認めたるときは補助金交付の指令を取消し

又は既に交付したる補助金の一部若しくは全部の返還を命することあるへし

一、本規程又は本規程に依り發したる命令に違反したるとき

二、虚偽の申出を爲し又は不正の行爲をなしたるとき

三、出願事項に違反したるとき

四、事業の施行確實ならざるとき

第九條 本規程に依り本會に差出すべき書類は出願者住所地の水産組合を経由すへし

水産組合設置なき土地に在りては直接本會に差出すへし

附 則

第十條 本規程は大正六年二月一日より之を施行す

業 務 目 論 見 書

書式第一號

一、業務の種類

三、漁具

五、漁業場所

富山縣水産組合聯合會

二、漁獲物種類

四、業務期間

六、船員職務別及員數

七、業務豫算

一、起業費

三、損益

二、收

支

船舶件名圖

第二號

一、船種及船名

三、外板及龍骨材

五、速力(計書又は現在)

七、實馬力又は純馬力(計書又は現在)

九、豫定竣工年月日

十一、製造又は据付の場所

二、船体の長、幅、深、

四、總噸數(計書又は現在)

六、機關の種類及數

八、豫定起工の年月日

十、製造者の住所、氏名又は名稱

水産業補助規程

第一條 水産業の改良發達を奨励する爲左の各號の一に該當する者に對し毎年豫算の定むる範圍に於て補助金を交付す

一、將來地方の模範となるべき新規の漁具副漁具又は製造用具を購入又は設備せむとする者

二、新種の親魚又は魚兒を購入し之を養殖せむとする者

三、魚介藻類の蕃殖に關する設備をなさむとする者

四、前各號の外特に本會に於て奨励の必要ありと認むる事業の設備を爲さむとする者

第二條 補助金は其の費額の二分の一以下とし其の購入又は設備を完了し検査を経たる後之を交付す

第三條 補助金の交付を受くべきものは本縣内に本籍を有し現に水産の業に従事する者に限る

第四條 補助金の交付を受けむとする者は左の事項を記載したる願書を提出すへし

一、補助物件の種類及個數

二、目的及其の設計方法

三、經費又は價格

第五條 補助金交付の指令を受けたる者にして前條の事項を變更せむとするときは本會の認可を受くへし

第六條 補助金の交付を受けたる者にして左の各號の一に該當する事實ありと認むるときは補助金交付の指令を取消し

又は既に交付したる補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることあるへし

一、本規程又は本規程に依り發したる命令に違反したるとき

二、虚偽の申出を爲し又は不正の行爲をなしたるとき

三、出願事項に背反したるとき

四、事業の施行確實ならざるとき

第七條 本規程に依り本會に差出すべき書類は出願者住所地の水産組合を経由すへし

水産組合設置なき土地に在りては直接本會に差出すへし

富山縣漁民組合

第八條 本規程は大正六年四月一日より之を施行す

六、富山縣漁民組合

一、沿革

朝鮮海に於て本縣漁業者の漁業經營に着手せる嚆矢は明治三十六年射水郡柴彦二、青井勝太郎、今牧嘉一耶等の釜山附近に於て本縣獨特の定置漁業を經營せしに在り然るに當時に於て其土地及狀況等不案内なりし爲め失敗に歸し其後絶へて出漁するものなかりき。

越へて明治四十一年縣水産講習所は遠洋漁業科の設置と共に高志丸を新造し豫て着眼せる朝鮮海沿岸の漁業調査の爲め初航海を爲したり、時に縣水産組合聯合會に於ても同沿岸調査の必要を認め押田代議員を便乗せしめたるか歸來大に同地漁業の有望なるを説き縣水産組合聯合會の斡旋を以て明治四十二年四月朝鮮漁業經營の目的を以て富山縣漁民組合を組織するに至れり組合員約五十名出資金壹千圓を以て朝鮮沿岸三十四ヶ所の定置漁場を出願せり當時各府縣の朝鮮海出漁者保護の爲め内務部長以下勸業課長及技師技手等を派遣し漁業權獲得に盡瘁なかりき依て本縣に於ても明治四十二年四月永井内務部長、高嶺技師、同地へ出張朝鮮當路者に對し本縣の希望を述べ併せて漁民組合出願に係る定置漁場の免許を懇請せられたり越へて明治四十三年縣水産組合聯合會組長濱田長次郎、山崎顧問及石川評議員等渡鮮し再び懇請する所あり、更

に復々明治四十四年本間勸業課長及横山聯合會幹事渡鮮出願漁場免許に關し更に懇請する所ありたり而して是等多大の後援の結果漁民組合は鎮海灣に一ヶ所、迎日灣に四ヶ所北鮮に三ヶ所の定置漁場を免許せられたり依て漁民組合は自ら明治四十五年先つて迎日灣に改良瓢網を經營し資金三千圓を投下せるか冬季鮭漁に於ては相當の利益を收め得たるも夏秋に於て、僅に五百圓余の漁獲ありしに過ぎりしを以て多大の損失を招き聯合會の補助金壹千五百圓を加ふるも尙五六百圓を剩すに過ぎざり依て大正二年度に於て更に組合は貳千圓の資金を調達し聯合會より五百圓の補助を受け鮭漁業を經營したるも不漁の爲め復亦九百圓の損失を蒙りたり之れが爲め當時組合内部に於て直接漁業經營の可否に就き大に論議あり資金亦已に竭きたるを以て直接經營は之を一時中止し漁業權を組合員の一人たる濱田長次郎氏に貸付するに至れり而して同氏は大正三年聯合會より金參百五拾圓の補助を得て之れを經營したりしも遂に復た壹千五百圓余の損失を招きたり然れども同氏尙屈せず大正四年より漁季を短縮し秋季より仕卸すの計畫を立て經營の結果目下多大の漁利を擧げつゝ在り而して他面北韓即ち元山方面に免許を受け居れる鱒大敷漁場は從來一回も經營したることなかりしか組長山崎善之丞氏は大正五年より自ら之を經營し之亦目下相當の漁利を得つゝあり。

ロ、組合の組織

組合は朝鮮海に於ける漁業經營を以て主たる目的とし縣下有力漁業者を網羅し明治四十二年五月五日設立せるものなり。

ハ、縣費其他より受くる補助金

富山縣水産組合聯合會

縣に於ては遠洋漁業奨励金を縣水産組合聯合會に交付し同會は更に之を各漁業者に規程に違ひ奨励金を交付しつゝあり而して漁民組合が從來交付を受けたる金額左の如し。

大正元年	壹千五百圓
大正二年	五百圓
大正三年	參百五十圓
大正四年	參百五十圓
大正五年	八百五十圓

四四

二、從來朝鮮海に於て施行せる事業及成績

本組合の設立は明治四十二年にして朝鮮海に於ける漁業經營を以て目的とし明治四十四年末に至り慶尙南道迎日灣に於て三ヶ所の小台網漁場の免許を得たるを以て翌四十五年より直に漁業經營に着手せり然るに地利及海況に通曉せざる爲め多大の損失を招き爾來經營毎に多少の損失を蒙らざるは無く爲めに其後大正二年及同三年に於て江原道、咸鏡南道、同北道、慶尙南道、同北道等に於て大敷網漁場三ヶ所小台網漁場二ヶ所合計五ヶ所の定置漁場の免許を得たるも前陳の如く前年の經營漁場に於ける創痍未だ癒へず一時之等新免許漁場の經營困難の状態に在りしも着々經營の方法を講究し漸次良好の成績を収むるに至れり

水、漁場

漁業名稱	漁場位置	免許番號	免許年月日	漁業時期	存続期間
小台網	慶尙南道迎日灣郡東海面發山洞	第一七一五號	明治四十四年十二月六日	周年	五年
小台網	同 余土里	第一七二〇號	同	同	同
小台網	同 九万洞	第一七二七號	同	同	同
大敷網	江原道高城郡東四立石里水鹽島	第三〇二三號	大正二年二月十九日	同	同
大敷網	咸鏡北道鏡城郡西方	第三八六五號	大正二年七月二十七日	自五月三十一日至十二月三十一日	五年
大敷網	慶尙南道外浦面德	第四六五九號	大正二年七月三十一日	自十二月三十一日至四月三十一日	同
小台網	慶尙北道迎日郡東海面余土里	第四七二二號	大正二年三月二十二日	同	同
小台網	咸鏡南道北青郡大陽化面榆	第五一〇三號	大正二年三月二十日	同	同

富山縣漁民組合

四五

第二編 漁業

幅は胴横梁に於ける内面の上肩幅
深さは敷の上面より棚板の上縁に至る垂線距離

第二表

番號	寸法別船	宮崎	村	魚津	町	滑川	町	四方	町
一	敷ノ總長ト船幅ノ比	●●八	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三
二	敷ノ總長ト後敷長ノ比	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三
三	後敷ノ立ト長ノ比	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二
四	表敷幅ト胴敷幅ノ差	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三
五	船幅ト敷幅(最大)トノ比	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三
六	敷最大幅ト厚ノ比	●●六	●●六	●●六	●●六	●●六	●●六	●●六	●●六
七	軸ノ高サト深サノ差	●●一	●●一	●●一	●●一	●●一	●●一	●●一	●●一
八	前口ノ長サト高ノ比	●●七	●●七	●●七	●●七	●●七	●●七	●●七	●●七
九	戸立ノ肩幅ト船幅ノ比	●●八	●●八	●●八	●●八	●●八	●●八	●●八	●●八
一〇	上棚ノ開キ	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二	●●二

備考 第二敷トノ諸比ハ第二敷百ニ對スル數値ヲ示ス

第三表 手繰網船

番號	寸法別船	魚津	町	滑川	町	新湊	町
一	下棚ノ開キ	●●五	●●五	●●五	●●五	●●五	●●五
二	船幅ト棚板ノ厚	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三	●●三
三	船幅ト船梁平均一材ノ截面	●●四	●●四	●●四	●●四	●●四	●●四
四	第二敷ト敷ノ厚	●●一	●●一	●●一	●●一	●●一	●●一
五	第二敷ト棚板厚ノ比	●●五	●●五	●●五	●●五	●●五	●●五
六	第二敷ト軸ノ截面	●●四	●●四	●●四	●●四	●●四	●●四
七	第二敷ト戸立ノ厚	●●七	●●七	●●七	●●七	●●七	●●七
八	第二敷ト船梁ノ總截面積	●●八	●●八	●●八	●●八	●●八	●●八

番號	寸法別船	魚津	町	滑川	町	新湊	町
一	長	二九・六五	二四・六〇	二四・六〇	二四・六〇	二四・〇〇	二四・〇〇
二	幅	七・四五	六・三五	六・三五	六・三五	九・一〇〇	九・一〇〇

第一章 漁船統計

年別	三間未滿	三間以上 五間未滿	五間以上	西洋形帆船機 關ナキモノ	西洋形帆船補助 機關アルモノ	日本形船ノ發 動機アルモノ	計
明治三十三年	二、六六	六六	一〇				三、六二
同 三十四年	三、一四四	八〇三	一〇				三、九五七
同 三十五年	三、二七六	六二	九				三、三六
同 三十六年	三、四一七	六三	九				三、八八
同 三十七年	三、三三七	七三	一〇				三、九七〇
同 三十八年	三、一五七	九七	一三				四、一三
同 三十九年	三、四九〇	七六	一〇				四、二八
同 四十年	三、二二五	九二	一〇				四、一八
同 四十一年	三、四六八	六〇	一七				四、〇八
同 四十二年	三、四〇二	五五	一六				三、九七
同 四十三年	三、三三七	五二	一三				三、九六
同 四十四年	三、三八五	五七	一四				三、八八
大正元年	二、九九三	八四	二〇				三、八八
同 二年	二、九七三	八五	二二				三、八四
同 三年	二、九三六	八二	一九				三、八三

二、漁船累年比較

年別	船價ノ第二數ノ關係		船價		船價ノ第一數ノ關係		船價
	不詳	詳	不詳	詳	不詳	詳	
三間未滿	一六、九〇〇	一六、九〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
三間以上	六、八二	六、八二	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	二〇、八二	二〇、八二	七〇、〇〇〇
計	二二、七二	二二、七二	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	七五、八二	七五、八二	八〇、〇〇〇

第五表 帆ノ面積

名稱	面積	總面積ノ割合
宮崎村	一六五・〇	〇・四三
魚津町	二二・〇	〇・八
滑川町	三六・三	〇・九
四方町	一・一	〇・〇三
計	一八四・三	一・〇

第六表

名稱	船價	船價ノ第一數ノ關係	船價ノ第二數ノ關係
宮崎	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	一六、九〇〇
魚津	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	六、八二
滑川	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二〇、八二
四方	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二二、七二
計	一八四、〇〇〇	一八四、〇〇〇	六七、二四

郡市名	五十石未満		五十石以上二百石未満		二百石以上	
	新造	廢用	新造	廢用	新造	廢用
上新川郡	1	1	1	1	1	1
上新川郡	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2
合計	3,500					3,700

漁船ノ一 (動力ヲ有セサルモノ)

大正五年

郡市名	五十石未満		五十石以上二百石未満		二百石以上	
	新造	廢用	新造	廢用	新造	廢用
富山	3	1	1	1	1	1
東礪波郡	1	1	1	1	1	1
氷見郡	4	1	1	1	1	1
射水郡	4	1	1	1	1	1
婦川郡	1	1	1	1	1	1
下新川郡	1	1	1	1	1	1
中新川郡	1	1	1	1	1	1
上新川郡	1	1	1	1	1	1
合計	16	6	6	6	6	6
合計	3,370	3,640	800	760		3,600

漁船ノ二 (動力ヲ有スルモノ)

大正四年

破壞	遭難種類	遭難場所	月日	船數	乘組總員數	遭難人員		計
						死亡	負傷	
富山縣射水郡放生津沖合 北海道後志國瀬棚沖合	遭難	場	二月四日	一	八	一	一	一
			五月三十日	一	三	一	一	一
合計				二	一一	二	二	二
大正四年				一	三、五〇〇			三、七九〇

四、難破漁船

大正四年

郡市名	新造	二十噸未満(蒸汽機關ヲ有スルモノ)	廢用船數	現在船數	新造	二十噸未満(發動機ヲ有スルモノ)	廢用船數	現在船數	船數計
下新川郡	二								一、六五九
婦見郡	八								二、二二二
射水郡	七								六、一八八
氷見郡	三								七、六六七
東礪波郡	一								一、八一
四礪波郡									
富山郡									
高岡市									
合計	四二				四〇〇				三、八六〇
大正四年	三三六				八〇〇				三、七九〇

五六

漁船ノ二 (動力ヲ有スルモノ)

郡市名	新造	二十噸未満(蒸汽機關ヲ有スルモノ)	廢用船數	現在船數	新造	二十噸未満(發動機ヲ有スルモノ)	廢用船數	現在船數	船數計
下新川郡	二								一、六五九
婦見郡	八								二、二二二
射水郡	七								六、一八八
氷見郡	三								七、六六七
東礪波郡	一								一、八一
四礪波郡									
富山郡									
高岡市									
合計	四二				四〇〇				三、八六〇
大正四年	三三六				八〇〇				三、七九〇

第一章 免許漁業

種類別	種別					
	瀬	手	地	紙	採	躰
網	網	網	網	網	網	網
下新川	元	元				
射水						
氷見						
中新川						
計	元	元				

二、専用漁業

大正五年十二月末日現在

計	種類別		
	藻	角	瓢
網	網	網	網
下新川	元		
射水			
氷見			
中新川			
計	元		

第二章 免許漁業

一、定置漁業

大正五年十二月末日現在

種類別	種類別	
	敷	大
網	網	網
上新川		
中新川		
下新川		
婦負射水		
氷見		
計		

合	大正				
	同	同	同	同	同
計	年	年	年	年	年
正	元	元	元	元	元
明					
治					
計					

中新川郡西水橋町沖
氷見郡太田村沖
一月十七日
十二月十日

年別	總計		專業		兼業ヲ主トシテ他業ヲ兼ヌルモノ		他業ヲ主トスルモノ	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
明治三十三年	八、五七〇	三〇、三〇三	不詳	不詳	九、七二七	三〇、三〇三	不詳	不詳
同三十四年	九、六三三	三二、六六九	不詳	不詳	一〇、八四九	三二、六六九	不詳	不詳
同三十五年	八、八八六	三四、五五四	不詳	不詳	一三、四〇七	三四、五五四	不詳	不詳
同三十六年	八、六六五	三〇、三六五	四、九八〇	一三、八〇六	三、六八五	一〇、一四七	七、五五九	二〇、九〇
同三十七年	八、〇〇六	二七、六三六	四、六一一	一三、七〇六	三、三九五	九、九三〇	五、九三〇	一七、〇九〇
同三十八年	七、八六一	二七、六五七	四、〇二二	一〇、六四六	一、七五九	三、二四二	三、二四二	三、七七〇
合計	四、六三七	三、八二五	八、四六二	一〇、一三四	一五七	一〇、三九二	五、七五五	八、一〇
氷見郡	六八六	三〇三	九八八	一、二八八	一〇四	一、三九三	四八〇	五三〇
東礪波郡	一八	三六五	三六三	二〇	—	二〇	四〇	一、七六八
西礪波郡	三七	三三〇	三六七	二〇	—	四〇	四〇	四三三
富山	一九五	五〇	二四五	四七	—	四七	三五六	四〇三
高岡市	一八	七九	九七	一八	—	一八	七九	九七

二、漁業戸口累年比較

年別	總計		專業		兼業ヲ主トシテ他業ヲ兼ヌルモノ		他業ヲ主トスルモノ	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
明治三十三年	八、五七〇	三〇、三〇三	不詳	不詳	九、七二七	三〇、三〇三	不詳	不詳
同三十四年	九、六三三	三二、六六九	不詳	不詳	一〇、八四九	三二、六六九	不詳	不詳
同三十五年	八、八八六	三四、五五四	不詳	不詳	一三、四〇七	三四、五五四	不詳	不詳
同三十六年	八、六六五	三〇、三六五	四、九八〇	一三、八〇六	三、六八五	一〇、一四七	七、五五九	二〇、九〇
同三十七年	八、〇〇六	二七、六三六	四、六一一	一三、七〇六	三、三九五	九、九三〇	五、九三〇	一七、〇九〇
同三十八年	七、八六一	二七、六五七	四、〇二二	一〇、六四六	一、七五九	三、二四二	三、二四二	三、七七〇

三、漁業戸口ト漁獲物累年比較

年別	總計		專業		兼業ヲ主トシテ他業ヲ兼ヌルモノ		他業ヲ主トスルモノ	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
同三十九年	七、九七四	一六、一七二	四、〇八二	八、四八〇	一、六六二	四、〇〇三	二、三三〇	三、六八八
同四十年	七、八六九	一七、八五五	四、〇〇五	九、四二五	一、五三三	四、四五八	二、三三二	三、九七三
同四十一年	七、八七七	一六、八九八	三、八八六	九、五九八	一、五八五	三、一三九	二、四〇六	四、一六一
同四十二年	八、〇〇〇	一七、五一五	四、〇七三	九、七二七	一、五五九	三、四〇六	二、三二二	四、三九三
同四十三年	八、三七五	一六、九〇六	三、九二二	八、三五五	一、九四五	三、九八二	二、五二七	四、五六九
同四十四年	八、九二七	一六、八一五	四、〇八八	八、三七八	一、八五六	三、六三三	二、九二	四、七八四
大正元年	九、〇三〇	一六、七九九	四、〇四九	八、一二四	一、九〇〇	三、八一	三、〇八一	四、八七四
同二年	八、六六八	一六、一二六	三、九七〇	八、〇〇九	一、七六〇	三、五八八	二、九八八	四、三三九
同三年	八、六五九	一六、三〇九	五、七九三	一、八四四	一、八六六	四、四六五	二、九八八	四、三三九
同四年	八、六一八	一七、一四六	四、六二二	一〇、三三二	四、〇〇六	六、八一五	不詳	不詳
同五年	八、四六二	一六、八五四	四、六三七	一〇、二九二	三、八二五	六、五六二	不詳	不詳

年別	漁業物		漁業	
	戸數	人口	戸數	人口
明治三十三年	一、五四五	一、五四五	八、五七〇	二〇、三〇三
同三十四年	七、八八二	七、八八二	九、六三三	二一、六六九

郡名	種類	別	場	所	漁船	漁夫	漁獲額
中 新 川 郡	鯉	網	北海道留萌		二八	一〇四	一三、八〇〇
同	鱈	釣	樺太		四	三三	一、四〇〇
同	鮭	網	越後國新潟		三	一〇	一、〇〇〇
同	鱈	網	越前國坂井		四	二六	二、一〇〇
計					三九	一六	一八、四〇〇
下 新 川 郡	鯉	網	北海道、樺太		六九	四八八	四三、七五七
同	鱈	釣	南部方面		一三三	四五五	二八、六〇〇
同	鱈	釣	能登沖、北海道、南部方面		一九六	一、二四七	一九五、六一八
同	鱈	釣	千島		八〇	二四〇	一七、〇〇〇
同	鱈	網	千島		四三	一八〇	四〇、〇〇〇
計					五二	二、五二〇	三〇九、六五五
婦 頁 郡	鯉	網	北海道利尻		一四	七	三、八〇〇
同	鱈	網	樺太		三	九	四、二〇〇

一、出稼漁業

大正三年

第五章 出稼漁業

年	出稼額	漁船	漁夫	漁獲額
明治三十五年	六七七、〇八二	八、八八六	一〇四	一三、八〇〇
同 三十六年	七〇〇、八四九	八、六六五	一〇四	一三、八〇〇
同 三十七年	九〇八、四五〇	八、〇〇六	一〇四	一三、八〇〇
同 三十八年	一、二三、七五五	七、八六一	一〇四	一三、八〇〇
同 三十九年	一、〇五、三〇九	七、九七四	一〇四	一三、八〇〇
同 四十年	一、三三、七〇一	七、八六九	一〇四	一三、八〇〇
同 四十一年	一、八七四、九〇七	七、八八七	一〇四	一三、八〇〇
同 四十二年	一、五五、八二二	八、〇〇〇	一〇四	一三、八〇〇
同 四十三年	一、〇〇八、三三四	八、三七五	一〇四	一三、八〇〇
同 四十四年	一、五九四、三六七	八、九三七	一〇四	一三、八〇〇
大正元年	一、八六六、四四三	九、〇〇〇	一〇四	一三、八〇〇
同 二年	二、〇四七、七〇三	八、六六八	一〇四	一三、八〇〇
同 三年	一、七四七、九三四	八、六二八	一〇四	一三、八〇〇
同 四年	一、三九三、〇四六	八、六二八	一〇四	一三、八〇〇
同 五年	一、八六六、四〇九	八、四六三	一〇四	一三、八〇〇

郡市別種別	自營者及被雇者		合計	自營者	被雇者	合計	自營者	被雇者	合計
	自營者	被雇者							
上新川郡	1	1	603	1	1	156	1	1	10,190
上新川郡	1	1	153	1	1	156	1	1	7,300
中新川郡	1	1	353	1	1	337	1	1	17,430
下新川郡	35	35	2,973	35	35	4,370	35	35	181,348
婦新川郡	4	4	43	4	4	46	4	4	1,326
射水郡	2	2	1,962	2	2	3,335	2	2	97,655
氷見郡	2	2	303	2	2	304	2	2	12,790
合計	603	603	5,823	603	603	6,426	603	603	327,759

大正五年

三、自營者及被雇者

大正四年

郡市別種別	自營者及被雇者		合計	自營者	被雇者	合計	自營者	被雇者	合計
	自營者	被雇者							
射水郡	1	1	76	1	1	76	1	1	5,850
同郡	1	1	199	1	1	199	1	1	8,644
同郡	1	1	385	1	1	385	1	1	3,850
同郡	1	1	76	1	1	76	1	1	4,740
同郡	1	1	340	1	1	340	1	1	25,634
同郡	1	1	83	1	1	83	1	1	2,750
同郡	1	1	100	1	1	100	1	1	3,300
同郡	1	1	150	1	1	150	1	1	11,250
同郡	1	1	145	1	1	145	1	1	9,095
同郡	1	1	178	1	1	178	1	1	7,048
同郡	1	1	45	1	1	45	1	1	17,400
同郡	1	1	146	1	1	146	1	1	6,873
同郡	1	1	84	1	1	84	1	1	4,110
同郡	1	1	160	1	1	160	1	1	5,600
同郡	1	1	85	1	1	85	1	1	3,480
合計	3,535	3,535	33,535	3,535	3,535	33,535	3,535	3,535	203,625

七八

種類	魚類										計	
	真鱈	脊黑鱈	鱈	鮪	鮪	鮪	鮪	鮪	鮪	鮪		
上新川郡	四、六五〇	八、一五五	九四五	八三〇	六二、四〇〇	四、〇〇〇	九三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一、五七〇	一、八八四
中新川郡	一、一八五	一、三二七	一、〇一〇	三三五	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、六五	四、七四
下新川郡	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	七、八二五	七、八七一
婦賀郡	二、一五六	四、四六七	一、〇三八	九六七	七九	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	一、三〇七	一、〇〇〇
射水郡	八、〇五〇	一、八四〇	二、四二〇	九八九	一、〇七二	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、六三〇	四、六五六
氷見郡	三、〇八二	三、六四五	四、一四四	四九九	一〇七、六二二	四、五三〇	四、五三〇	四、五三〇	四、五三〇	四、五三〇	五、〇〇〇	六、五〇
計	一〇〇、〇〇〇	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七	一三、七九七

鹹水の部

大正五年

種類	藻類				其他				計			
	石花菜	海布	若布	其他	龍蝦	タラバ蟹	海鼠	其他				
上新川郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中新川郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下新川郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
婦賀郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
射水郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氷見郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

種別	大正四年		
	同三年	同二年	同元年
鮎	五七、一八〇	七九、七七五	六一、八五五
鱒	一七五、	二四六、	一八二、
鮭	四二四、	八三三、	五九四、
計	七五七、	一、〇四六、	一、〇四六、

二、淡水部

種別	大正四年		
	同三年	同二年	同元年
上新川郡	五七、一八〇	七九、七七五	六一、八五五
中新川郡	一七五、	二四六、	一八二、
下新川郡	四二四、	八三三、	五九四、
婦負郡	四八七、	六六六、	四九二、
射水郡	三、二六六、	四、二四九、	一、〇九二、
氷見郡	三、一六九、	四、九三三、	五、五九七、
東礪波郡	二、九六、	四、二八、	三、〇三、
西礪波郡	二、二八、	四、三六、	三、〇三、
富山市	二、九四、	三、七三、	三、八八、
高岡市	一、二八、	一、六三、	一、〇四、
計	一、二八二、	一、六三四、	一、〇四六、

種類	大正四年	
	同三年	同二年
計	七五、七二	一四五、
其ノ他	一六、三四一	四、四六三
鯨	三八四	四、〇五〇
海鼠	二、六八五	二、六八五
タラバ蟹	二、六八五	二、六八五
龍蝦	二、六八五	二、六八五
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇
石花菜	一、三〇〇	一、三〇〇
海菜	七〇〇	七〇〇
若布	一、〇五〇	一、〇五〇
其ノ他	一、一七〇	一、一七〇
計	三、六五〇	三、六五〇

種別	鮭		鱒		鰻		鯉		鮎		鱒		鮭	
	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
上新川郡	四三〇	五七	一〇三	一四八	九六	三三	一六	七二	四八	二七	六五	五七	四三	三二
中新川郡	八二	九五	三三	三三	四三	五八	六四	七九	二二	三三	一三	二二	六九	四七
下新川郡	二五	二六	五八	三五	三六	二二	一	七四	一三	二二	九三	二二	九三	六三
婦負郡	三六〇	四八	一〇三	一三	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
射水郡	一、〇九〇	六五八	二、七七二	三、七三三	四、五三九	七、九三〇	三、一六九	一、四〇一	二、〇三〇	六、一六六	一、〇六二	八、二八七	三、五五九	二、二六五
氷見郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東瀨波郡	一、三二六	一、〇三七	一、一五七	一、二一七	一、二四二	九三	二九	九三	五五	二、八九七	一、五五〇	一、一七八	一、一六七	一、〇四七
西瀨波郡	一、二四〇	一、二四〇	一、三三九	一、三三九	八〇六	一、〇四七	五三三	九四三	二、六三四	二、〇四五	一、四八九	一、三〇〇	二、三九四	二、七三四
富山市	五五〇	六八〇	九〇〇	三〇〇	八〇〇	六五〇	三三〇	五五〇	八、〇〇〇	四六八	二、七〇六	三三、二四六	二、〇六六	一、二八八
高岡市	五七〇	二〇〇	三〇〇	一五〇	四〇〇	一〇〇	七五〇	四〇〇	五〇〇	四〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	四、五八七	六、一九七	六、二五一	七、六二八	四、九六六	八、三三八	一〇、七二六	四、四三二	七、〇七九	五、八一	一九、八〇七	三、九四四	二、九四九	九、九〇〇

淡水の部

大正五年

價額合計	其ノ他		蜆		鮎		鱒		鰻		鮭		鮭	
	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
二、三五六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、三三五	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、四三八	元	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、四六六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、六三二	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、〇七七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、七一九	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、四四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、六〇一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、一九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇九、二七七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一、水産製造業戸口

大正四年

郡市種別	戸數		業人口	
	本業	副業	男	女
上新川郡	三〇	三二	四三	三三
中新川郡	五九	六七	八三	六三
下新川郡	八二	一七七	二九	二九
婦頁郡	三三	七三	四三	一三
射水郡	二四	一三	三〇	三八
氷見郡	一八	二四	三	五
東礪波郡	一	二九	一	五
富山市	二三	九	三四	三五
合計	四八九	七三	七五四	五〇二
		一、一〇一	一、三五四	一、二五五
			男	女
			一、一三	一、〇六
			男	女
			三、二七	一、八五
			男	女
			一、五七	一、五七
			合計	合計
			三、四七三	三、四七三

水産製造業戸口

大正五年

第三編 製 造

九五

合計	料									
	類			製						
	計	其ノ他	灌銚類	計	其ノ他	鯨	鱈	鱒	鮭	鯽
九,000										
一三九,五九〇	七,八五〇	七五〇	三六,五〇〇 三六,五〇〇	七,二三五			一,九七〇	三,五〇〇	三,五〇〇	五,四〇〇
一七九,七二二	五,四〇〇		五,九〇〇 四,〇〇〇	一五,三三三	四,六〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七〇〇
一四,八三四	三,七〇〇		三,一五〇 三,一五〇							
二五八,八五三	七二,〇〇〇		七〇,〇〇〇 九〇,〇〇〇	九六,五三五	一,五〇〇		六,四三五	二,五〇〇	二,〇〇〇	八,五〇〇
三九,六九〇				二七,三六〇						三三,〇〇〇
一,四六三	六〇	六〇		一,二六八	八七		三	一五		三三,七
四三,三五九	四三,〇二四	三,〇二四	三九,〇〇〇 〇〇,〇〇〇	一,一四〇						一,二六六
一三,七一五	一三,七一五		一〇,五〇〇 一三,七一五							
六〇,二三四	一七四,八一九	三,八三四	一七五,三〇〇 一七〇,九九五	一五〇,六七一	七,〇五七	三,〇〇〇	九,一九六	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一八,九七七

食料										
鹽			乾							
鯨	鱈	鱒	脊黑鱈	真鱈	計	其ノ他	珊瑚蝦	蝦	蟹	烏賊
					一,一五〇			二〇〇	二〇〇	一〇〇
					四七,三五〇	二五〇				三,七〇〇
八〇〇	八〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	五,七〇〇	三二,四四一	一,六〇〇	四,二五〇	二,三八五	一〇,六四〇	一七,四九〇
					八三四					
					一五,七三五	六,〇〇〇				
四,五〇〇	五,〇〇〇	一,七五〇	三,〇〇〇	一,一九〇	六,四五〇	一,〇〇〇				
五五				一八五						
四,五〇〇	五,〇〇〇	一,七五〇	三,〇〇〇	一,一九〇	六,四五〇	一,〇〇〇				
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇,九〇〇	九,七〇〇	四,二〇〇	二,六三〇	四七,九〇〇	七〇,六九〇

第三編 製造

鹽		乾				素				食
脊	真	計	其	蝦	田	鱈	蟹	二	一	
黑	鱈	他	ノ	作	鱈	ノ	烏	香	香	
鱈	鱈	他	他	作	鱈	鱈	賊	鱈	鱈	
		一一、九〇〇		一一、四三〇	一、〇〇〇					
	六、五〇〇	二〇、九七〇	三、一〇〇	九、〇〇〇	四、五〇〇	三、七五〇	一、〇〇〇	三、二〇〇		
三、三六〇	二〇、七〇〇	二七、六四三	六、八〇〇	六、三〇〇	四、四一〇	四、〇〇〇	二、九〇〇	二、五〇〇		
		四、六九〇					一、八〇〇	二、一〇〇		
	一〇、五〇〇	二、九八八		二、五〇〇				三、〇〇〇		
一、七五四	三、六一〇	三五六		二、五〇〇	四、〇〇〇			一、〇〇〇		
		三四〇	三六〇							
一、九八〇	三、八〇〇	七、九八四	二、三六六	二、七三〇	八、九八七	九、八七〇	六、三五〇	三、三〇〇	一、五〇七	

1011

水產製造物

類	節	種	價	數	額	魚	料	肥
計	其	類	額	量	額	油	計	干
他	他	節	他	節	他	他	他	他
		上新川郡	九、〇〇〇					
		中新川郡	一三〇、五九〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	
		下新川郡	一七九、七三二					
		婦負郡	一五、〇八九			二五五	二五五	
		射水郡	二六六、六五二			七、八〇〇	八〇〇	三〇、二六〇
一、六五		氷見郡	四一、一七七			一、四六二	四五〇	一、〇一〇
		東瀨波郡	一、四六三					
		富山市	四三、二五九					
		高岡市	一三、七二五					
		計	七〇〇、六六六			一〇、五二七	一、五〇〇	三〇、九三〇

大正五年

1011

第三編 製造

同大正三年	價額合計	魚油	肥料			合計	料雜類		
			計	其ノ他	干 鱈		計	其ノ他	蒲 鋒 類
二,三〇〇	一六,三六五				一六,三六五				
一七〇,五六八	一七〇,六五三		七五〇	七五〇	一六九,九〇三	三六,六〇〇	五〇〇	三六,一〇〇	
一九三,四八四	一九九,九二五		八五五	七五〇	一九九,〇七〇	五,四一〇		五,四一〇	
三九,五八〇	三〇,〇〇〇		三,四九〇	三,四九〇	二六,五三〇	三,五八八		二,九六〇	
一九五,〇四九	三三一,七九四		六,九二二	三,五七三	二四,八九三	七六,〇〇〇		九五,〇〇〇	
二〇一,二二七	七五,八一二	七〇〇	一,三四六	九〇六	七四,三六〇				
四三〇	六,五〇四				六,五〇四	七六	七六		
六五〇	四,九三〇				四,九三〇	四〇,九五〇		四〇,九五〇	
九八八	一〇,四〇〇				一〇,四〇〇	一〇,五〇〇		一〇,四〇〇	
八一三,一六六	七三,四一一	七〇〇	一,二四三	九,四八八	七三,九八三	一四,〇三三	五七六	一七,六六〇	

食										
製計	其ノ他	鯨	鱈	鱒	鮭	鮪	鱈	鮪	鮭	鮪
五〇,〇〇〇	六,〇〇〇									
一八,二七五	五,七三〇			一,〇〇〇	二〇〇					
六,一九三										
七五,五三九										
六〇,〇三三										
六,三三三	八五〇									
六三〇										
一〇〇,一〇〇										

郡別	種別	水面別		養殖種別	養殖場數	養殖場面積	收穫量	
		公用	私用				數	價高
上新川郡	私用			稻田	六	六,〇〇〇	四四	一,二六四
上新川郡	同			池沼其ノ他	三	四,〇〇〇	八	七
中新川郡	同			池沼其ノ他	六	六〇五	一三	〇〇
中新川郡	同			池沼其ノ他	五	三四	二六	七五
婦負郡	同			同	一七	一四,七八七	一五五	二〇七
射水郡	同			同	一五	一,〇〇〇	一三	四〇
射水郡	同			池沼其ノ他	二四	二八,五九九	五三	一三八
氷見郡	同			同	二六	五五,三三二	三三	三六
氷見郡	同			池沼其ノ他	二九	二五〇	一〇	二〇
東礪波郡	同			池沼其ノ他	四	六,四九五	六九	一四八
東礪波郡	同			池沼其ノ他	九	四,四六五	二九	五六三
合計					三六七	一五三,五二七	一,二六八	一,七六九

110

郡別	種別	水面別		養殖種別	養殖場數	養殖場面積	收穫量	
		公用	私用				數	價高
西礪波郡	同			稻田	二七	一,七二七	四八	二,二六七
西礪波郡	同			池沼其ノ他	三	五,六三四	五	四
合計					六六二	一五〇,一七九	三,一六八	三,九一三
大正								
同								
同								
同								
同								
明治								
合計								

二、鮭兒人工孵化場

(一) 富山上新川婦負水産組合鮭兒人工孵化場
 鮭兒人工孵化は明治十七年富山市漁業者生田清堅、布村小平、岩平九郎の三名發起となり市内同業者を糾合し神通川に於ける魚族の蕃殖保護を圖るの目的を以て漁業會社なるものを組織したり。然るに鮭の漁獲年々減するを認め布村小平は率先して同年に於て之れが孵化を試みしに成績頗る良好なりしに依り會社の事業として鮭兒孵化の開始を決議し縣廳の許可を得て孵化場を上新川郡西田地方村に設立せり。之れ本縣に於ける鮭兒孵化事業の嚆矢とす、次て十八年漁業採藻取締規

第四編 養殖

一一一

則發布せらるゝに當り該漁業會社は神通川漁業組合を組織し爾來斯業を斷續せしか二十六年十一月三十日孵化場を上新川郡奥田村大字東田地方村に移し其の規模を大にして百三十餘坪となし後又五十餘坪を増廣せり。三十八年二月漁業法及水産組合規則により漁業組合を富山、上新川、婦負水産組合と改稱し小規模にして年々十萬内外の鮭兒放流の功果微薄なるを覺り明治四十五年に於て其の規模を大にし百萬尾を孵化し得るに至れり。之れ現在の孵化場にして工費千五百二十九圓七十二錢内七百圓は縣の補助せるものなり而して大正六年度より該孵化場の經營を縣に於て施行するに至れり

(二) 下新川郡水産組合鮭兒人工孵化場

本組合經營に係る鮭人工孵化場は大正三年經費六百圓を投して新設せるものにて下新川郡飯野村五其八の荒蕪地に設置し用水は黒部川右岸より分岐せる小流と同村坂屋村より流出せる湧水の合着せしを用ひし結果目下の水量は優に百萬粒の卵を孵化するに足り前途大に有望なり。本孵化場も亦た縣に於て場舎其他の器具一切を借上げ大正六年度より縣事業として施行するに至れり

第五編 雜

一、郡別水産物

大正五年

郡市別	種別	鹹水魚	淡水魚	出稼漁獲物	製造物	計	大正四年
上新川郡		七五、七二	二、五五	一	一六、三六	九四、六九	六六、三六
中新川郡		一四、六九	二、九八	一八、八〇〇	一七〇、六五三	三三八、〇七一	三一、九三九
下新川郡		四八五、一七五	四、四三	一八三、八五〇	一九九、九三五	八七三、四五三	七八五、九三五
婦見郡		三五、九五六	四、八七〇	四、五〇〇	三〇、〇三〇	七五、三四六	五六、二五四
射水郡		二八四、八七一	三五、九七四	五五九、五三八	三三、七九四	一、一〇三、一六七	八五六、〇六七
氷見郡		七九、八五五	三、〇一七	二八、二〇〇	七五、八二二	八二六、九三七	三五五、七三
東礪波郡			九、〇三三		六、五〇四	一五、五三七	一一、一八二
西礪波郡			一四、〇九五			一四、〇九五	一四、四五二
富山郡			四〇、七九六		四、九三〇	八三、七二六	七四、八六〇
高岡市			一、二八五		一〇、四〇〇	一一、六八五	一四、九〇五
計		一、七四七、三一九	二九、〇〇六	七九四、八七六	七七三、四二二	三、四三四、六九六	二、五四九、九〇七

二、漁村狀勢一覽

其の一

大正五年

橫山ヶ庄	五ヶ庄	泊崎	宮崎	境方	四島	草島	倉垣	新岡	伏木	海老江	本江	太田	窪田	氷見	稻積
村	村	町	村	村	町	村	村	村	町	村	村	村	村	村	村
三、七九九	二、七九八	一、〇七三	三、七七八	二、五七六	一、四六〇	五、〇八八	一、六七五	一、四四〇	一、七九七	不詳	二、六二〇	一、八四八	二、〇九三	二、六六一	一、三九九八
二、七九九	二、七九八	五、七四八	二、五七六	一、四六〇	五、〇八八	一、六七五	一、四四〇	一、七九七	不詳	二、六二〇	一、八四八	二、〇九三	二、六六一	一、三九九八	一、二四四
四	四	一〇九	四	四	二	二	二	一、二五	一、二五	不詳	一、四四	三	二	不詳	五六三
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	不詳	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六	三、〇〇六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

東岩瀬	濱崎	大黒田	東水橋	西水橋	滑川	魚津	道下	經田	石田	生田	村椿	飯野	上原
町	村	村	町	町	町	町	村	村	村	町	村	村	村
二、九六	三、九三	三、四	五、七六〇	三、三〇	一、〇、八八〇	二、三三三	三、三三三	四、九三	三、三三三	三、三三三	八、四三	三、〇九	七、〇
三、六二	三、九三	三、四	五、七六〇	三、三〇	一、〇、八八〇	二、三三三	三、三三三	四、九三	三、三三三	三、三三三	六、一〇四	二、一四三	四、四九四
二六三	一	一	五八	二六	一九六	三六〇	一八三	一五	一八三	一五	三九	二〇	六八
三五	一六	一六	二二	二二	三〇	九五	一一	三〇	六八	三〇	七六	二五	一六
三三	三三	三三	一〇	三	二四三	一八三	二九	二七	二七	二七	二八	二五	四三
四七	三六六	三三	二九	二九	一九〇	二八六	二九	二七	二七	二七	二八	二五	一八
一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

漁町村名	人口		漁業者		沿海里數	組合	金融機關	魚市場	間屋
	戶數	人口	戶數	人口					
阿尾村	三五	一、九六六	一	二〇	一七・四三	一			
藪田村	二七	一、六三三	三	五〇	二七・四五				
宇波村	四三	二、九五一	一〇〇	一五〇	三三・八六				
女其村	五五	三、〇五九	不詳	不詳	一〇七・三五				

漁村狀勢一覽 其の二

大正五年

漁町村名	重要漁業名稱	重要漁獲物名	總漁獲高	重要製品名	製造總高	製造戶數
東岩瀬町	鯽大激網、角網、大刀魚釣、鯽網、地曳網、地曳網、角網	鯽、鯽、大刀魚、蝦、タラバカニ	六、二四七	ベッコエビ、鯽鹽製、田作	八、二〇〇	六
濱黑崎村	地曳網、角網	鯽、烏賊、鮪	一、二五〇	煮乾鯽	一、三〇〇	一
大廣田村	地曳網	ヒシコ、真鯽、鯖、鯽	三、三七三	煮乾鯽、鹽乾鯽、開干	五、五〇〇	一〇
東水橋町	鯽網、手繰網、瓢網、大刀魚釣	鯽、鯽、大刀魚、烏賊	二五、七六〇	煮乾鯽、鹽乾鯽、開干	五、五〇〇	一〇
西水橋町	鯽網、手繰網、瓢網、大刀魚釣	赤蝦、白蝦、大刀魚、鯽	一三、五〇〇	煮乾鯽、鹽乾鯽、開干	五、〇〇〇	六

漁町村名	重要漁業名稱	重要漁獲物名	總漁獲高	重要製品名	製造總高	製造戶數
滑川町	鯽網、手繰網、瓢網、地曳網、大刀魚釣	鯽、鯽、蝦、蟹烏賊、柔魚	一〇五、六七	乾鯽、煮干蟹烏賊、黑作、開干鯽	一一〇、一五〇	四七
魚津町	鯽網、地曳網、瀨曳網、手繰網、手釣	二番柔魚、真鯽似鯽、蟹烏賊、鯛	二四三、四〇〇	煮乾鯽、似鯽、煮乾蟹烏賊、鹽乾鯽	一〇八、一七三	三〇
道下村	採貝、採藻	牡蠣、天草	四、〇七二			一
經田村	手繰網、刺網、瓢網、手釣、瀨曳網	二番柔魚、鯽、鯽、真鯽	二九、〇九〇	二番鯽、鹽乾鯽	一、〇三三	一一
石田村	地曳網、手繰網	真鯽	一、三三三	煮乾鯽	五、四四	三
生地町	地曳網、瓢網、手繰網、手釣	二番柔魚、真鯽、鯛、鯖	一一四、七〇	開乾鯽、二番鯽、煮乾鯽	五、二九〇	一一七
飯野村	地曳網	鯛	一、三八八	煮乾鯽	一、五〇	六
上原村	地曳網	脊黑鯽、蝦、烏賊、鯛	一〇、〇五〇	煮乾鯽、乾蝦	二、二四七	五
横山庄	地曳網	鯽、脊黑鯽	一〇、六六五	煮乾鯽	一、九九〇	二
五ヶ庄村	地曳網	脊黑鯽	五、五三四	煮乾鯽	九二〇	五
泊崎村	地曳網	鯽、鯽、二番柔魚	六六〇	煮乾鯽	一、五〇	〇
宮崎村	配繩、刺網	鯽、鯽、二番柔魚	一八、〇六五	鹽乾鯽、二番鯽	四、四三三	四〇
境村	地曳網、手繰網	真鯽、福來魚	四三、三九四	鹽乾鯽、若布	二六、二〇〇	四〇
			三、八二三	煮乾鯽	八〇五	一三

漁町村名	養殖場數	漁船			計	自營		夫
		二間未滿	三間以上	五間以上		出稼	雇	
東岩瀨町	1	4	1	6	8	1	1	1
濱黑崎村	1	1	1	2	1	1	1	1
大廣田村	1	1	1	2	1	1	1	1
東水橋町	1	1	1	2	1	1	1	1
四水橋町	1	1	1	2	1	1	1	1

漁村狀勢一覽 其の三

大正五年

村名	重要漁業名稱	重要漁獲物名	總漁獲高	重要製品名	製造總高	製造戶數
稻積村	瓢網、釣、延繩、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	1,100			
阿尾村	鯉、柔魚、鰹、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	1,070			
藪田村	瓢網、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	1,950			
宇波村	瓢網、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	1,950			
女良村	瓢網、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	6,800			

漁町村名	重要漁業名稱	重要漁獲物名	總漁獲高	重要製品名	製造總高	製造戶數
四方町	瓢網、地曳網	鯉、烏賊、鮫、蟹、蟹烏	3,550	素乾、烏賊、鹽乾、煮	3,000	7
倉垣村	毫網、瓢網、地曳網	賊、鮪、鮭、鯖、烏	1,760	乾鯉	1,000	1
堀岡村	流網、角網、地曳網、手網	鯉、福來魚、鰹	2,800	鯉節、湯、鱈甲蝦、開	3,100	3
新湊町	流網、大謀網、鮪	大刀魚、鯉、烏賊、鯖、鰹	700	鯉、鹽干魚		
伏木町	瓢網、地曳網	福來魚	500	煮干鯉、田作		
海老江村	瓢網、毫網、地曳網、手網	鯉、鰹、鰾	1,760	煮干鯉、鹽干鯉		
本江村	鮭角網、瓢網、地曳網、採藻、採貝	鯉、柔魚、鰹、かちき	2,600			
太田村	瓢網、地曳網、採貝、鯉、大敷網、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	不詳	鹽鯉、煮干鯉、開鯉、鹽干鯉	5,700	不詳
窪見町	鯉、大敷網、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	3,800			
氷見町	鯉、大敷網、鮪、採藻	鯉、柔魚、鰹、鮪	3,800			

本縣沿岸に於ける海況を按ずるに、西部は海底平坦にして、百尋線遠く沖合に在り、東部は百尋線接近し海底の凸凹多し、従つて其の使用する漁具は西部は定置漁具東部は運用漁具と大別するを得へし。今其の識別を明瞭ならしむる爲表を作る事左の如し

一一二

水見町	瓢網、大敷網
新湊町	瓢網、角網 鯨延繩、手繰網、太刀魚釣
四方町	角網 鯨延繩、太刀魚釣
滑川町	瓢網、角網 小敷ノ鯨延繩、刺網
魚津町	瓢網、角網 手繰網、刺網、鯨延繩、柔魚釣、地曳網
生地町	定置漁業ナシ 鯨延繩、鯨延繩、手繰網、地曳網(最有効)

宮崎村	鯨延繩、主トス
	鯨延繩、柔魚釣、其他小鯛刺網
東岩瀬	太刀魚釣
水橋町	太刀魚釣
其他	
飯野村	油螺籠

四、漁村と漁獲物

水見郡	女長村	沿海岸延長	重要水産物
宇波村	三・五八		鯉、鯽、鮪、鰹、鰯、柔魚
藪田村	二七・四三		
阿尾村	一七・四二		
稻積村	七・五〇		
氷見町	三三・四八		

漁具名	月別獲物	大敷網	大謀網	瓢網	藁臺網	地曳網	手繰網	瀬曳網	漁具名	
									魚	魚
I	鮪				鮪				カ	タ
II				鯉	鯉	鯛	エ	イ	カ	タ
III				鯉	鯉		カ	カ	カ	タ
IV				鯉	鯉		ニ	カ	カ	タ
V				イカ	鯉	鯛	ニ	カ	カ	タ
VI				ア		鯛	ギ	イ	カ	タ
VII				チ			ス	イ	カ	タ
VIII				フ					カ	タ
IX				カ					カ	タ
X				カ		鯛	周		カ	タ
XI				イ		鯉	年		カ	タ
XII				イ		鯉			カ	タ

五、主要漁具と漁獲物

郡	川	新	下	郡名
境	宮	泊	五	生
計	筒	山	庄	地
	崎	庄		村
				名
				沿海線延長
合	八・三・三六	二九・四五	二五・〇〇	二八・一九
計	三三・一九・三五	二二・二八	四・二四	三三・〇六
				里町冊
				重要水産物
				鯉、鯉、鯖、鯛、鯉、鮪、鯉、鯉、似鯉、柔魚、蝦、ハチメ

石花菜	ばいび	しろね	蝦(タラバ蝦の一種)	ほたるいか	二番柔魚	一番柔魚	鮎	鮭	はちめ	にぎす	鱈
五月	十月	五月	九月	四月	九月	九月	七月	二月	十月	六月	一月
七月	三月	十月	五月	七月	六月	十二月	十月	六月	十二月	八月	四月
三月	七月	二月	五月	八月	八月	八月	九月	十月	十一月	三月	七月
四月	八月	三月	三月	九月	九月	九月	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
鎌	パイ籠	手繰網	手繰網、瀬曳網	瓢網、地曳網	瓢網、手繰網、瀬曳網、手釣	瓢網、手釣	角細、地曳網、流網、投網、猪	角網、流網、刺網、投網、瀬碕網、猪	テンカラ網、ホリ網、投網、コロコロ釣	手繰網、延縄	瀬曳網
四、六〇七	七、八六〇	二八、八六二	一〇、九五四	三三、〇八五	一一、九九三	三三、四三五	三三、四三五	三三、四三五	三三、四三五	六、三七二	三九、〇九二
										七、七八四	七、七八九
										二五、七八九	七、二四三

七、漁業と税金

本漁業税は營利の目的を以てすると否かを問はず凡て包含す

一、海 漁

一、定置漁業	一漁業權に付	年 税	金五拾圓
鮎 大敷網	漁獲高參萬圓以上のものは參萬圓を越ゆる額に對し其の千分の十五を増課す	同	金五拾圓
鮎 大謀網	同	同	金五拾圓
鮎 以外の大敷網	同	同	金參拾圓
鮎 以外の大謀網	漁獲高壹萬圓以上のものは壹萬圓を越ゆる額に對し其の千分の十五を増課す	同	金參拾圓
壺 網	同	同	金拾五圓
但し一箇年中漁期六箇月を超へざるものは金拾圓とす			
兩囊 瓢網	同	同	金拾五圓
同	上	同	金拾貳圓
兩囊 以外の大謀網	同	同	金拾貳圓
第五編 雜			

角	但し一箇年中漁期六箇月を超へざるものは金八圓とす	網	一漁業權に付	年税	金拾圓
網	但し同上金八圓とす	網	同	同	金貳圓
總刺網(一名鯉配網)	同	同	同	同	金貳圓
ロ、専用漁業	同	同	同	同	金貳圓
地曳網	漁場一箇所毎に付	年税	金拾五圓		
瀨曳網	同	同	金四圓		
手繰網	同	同	金參圓		
釣具	一具に付	同	金壹圓		
採藻	一人に付	同	金六拾錢		
ハ、特別漁業	同	同	同		
地曳網	曳場一箇所に付	年税	金七圓		
區劃漁業	區劃箇所一箇所に付	同	金六圓		
鰯漬	漬場一箇所に付	同	金貳圓		
ニ、許可漁業其他	同	同	同		
地曳網	一網に付	年税	金七圓		

瀨曳網	同	同	同	同	金貳圓
手藻網	同	同	同	同	金貳圓
卷網	同	同	同	同	金參圓
巾着網	同	同	同	同	金貳拾圓
流網	同	同	同	同	金參圓
鯉刺網	同	同	同	同	金貳圓
鯉以外の刺網	同	同	同	同	金壹圓
但し數種の刺網を使用する者には重き税額の外一種毎に金五拾錢を増課す					
鱒(大刀魚鮎(鱒を含む))	配繩	同	同	同	金壹圓五拾錢
前五種外の配繩	同	同	同	同	金八拾圓
但し數種の配繩を使用する者には重き税額の外一種毎に金五拾錢を増課す					
鯨海豚漁	收穫金高千分の二十	同	同	同	金壹圓
其他の漁業	一人に付	同	同	同	金壹圓
二、湖沼河川池沼漁業	同	同	同	同	同
地曳網	一網に付	年税	金五圓		
第五編雜					

銀行 (沿海町村所在地)

大正四年十二月三十一日現在

一三六

銀行名	組織	所在地	支店	公稱資本金	拂込資本金
岩瀬川銀行	株式	上新川郡東岩瀬町		500,000	500,000
滑川銀行	同	中新川郡滑川町		500,000	400,000
水橋銀行	同	東水橋町		250,000	250,000
魚津銀行	同	下新川郡魚津町		370,000	370,000
泊善銀行	同	泊善町		350,000	320,000
入内銀行	同	入善町		300,000	180,000
竹地銀行	同	生地町		150,000	150,000
生東銀行	同	泊善町		250,000	170,000
黒守貯蓄銀行	同	婦頁郡四方町		200,000	170,000
本郷貯蓄銀行	同	同		300,000	300,000
四方銀行	同	同		500,000	500,000
伏木銀行	同	射水郡伏木町		300,000	300,000
新湊銀行	同	新湊町		100,000	70,000

九、神通川御獵場

明治四十二年九月三十日 今上陛下東宮殿下として歩兵第六十九聯隊へ行啓の途次、神通川新大橋にて鮎獵を御覽あらせられたり尋て明治四十五年四月一日より御獵場に編入せられ其區域を左の通り定められたり

岩脇銀行 <th>新湊貯蓄銀行 <th>伏木貯蓄銀行 <th>氷見銀行 </th></th></th>	新湊貯蓄銀行 <th>伏木貯蓄銀行 <th>氷見銀行 </th></th>	伏木貯蓄銀行 <th>氷見銀行 </th>	氷見銀行
同	同	同	同
同	同	伏木町	氷見郡氷見町
四	一	一	一
500,000	300,000	300,000	500,000
500,000	120,000	300,000	290,000

第一區

婦頁郡細入村大字笹津村字舟場坂三番の三の七其の對岸上新川郡下々村大字牛ヶ増村字下々割三百六十五番の線より婦頁郡黒瀬谷村大字須原村字北の浦三百五十一番其の對岸上新川郡大澤野村大字笹津村字坪子割九百七十七番の線に至る間の流域八百間

第二區

婦頁郡熊野村大字青島村字大島割四百九十八番其ノ對岸上新川郡新保村大字西新保村字念佛割千三十二番の線より婦頁郡熊野村大字添島村字六百六十四番の一其の對岸上新川郡新保村大字別名皆新田村字灰塚割三十九番の三の線に至る間の流域七百間

第三區

第五編 雜

一三七

婦負郡神明村大字有澤村字柳原二千七百二十番其の對岸上新川郡堀川村大字布瀨村字餅田割五百十三番の三の線より
婦負郡神明村大字有澤村字中小又二千九百八十九番の一其の對岸上新川郡堀川村大字布瀨村字餅田割六百八十八番の
一の線に至る間の流域四百間

それより御獵場取締の爲め本縣知事は縣令を以て左の通り發布せり

神通川御獵場内に於て魚族を撿獲し又は水中を攪亂し若は瓦礫を投入する等魚族の棲息を妨けたる者は拘留又は料
に處す

第一區及第二區御獵場に於ては毎年十一月一日より翌年四月三十日に至るまで魚族を撿獲するを妨けず御獵場の標識
を移轉し又は毀損若くは汚損したる者は拘留又は料に處す

第六編 參考

一、漁獲物と重要産物 (一)

年次	米	賣藥	織物	漁獲物	酒	蠶絲	繭
明治四十年	三三、三九四、七四三 ^円	三、〇八四、三六〇 ^円	三、一九九、三〇一 ^円	一、三三七、七〇三 ^円	一、五九〇、五〇四 ^円	一、五三九、〇三四 ^円	六六九、三〇一 ^円
同四十二年	二四、一九六、二四四	三、三二七、〇九五	三、二四七、七五七	一、八七四、九〇七	一、七〇八、〇八三	一、三四九、五五六	五六七、五二三
同四十三年	一九、五三八、〇六	三、九九八、四三三	三、四二二、六七七	一、五六四、八一	一、六三一、七三〇	一、二五三、五一四	六一一、〇〇九
同四十四年	二〇、四五三、四八二	四、〇八六、一六三	三、六六九、三七八	一、四九八、三三四	一、七四五、六二八	一、三二九、一二七	五六六、九六五
同四十四年	二五、三六四、三七	四、三六、七八一	三、七八〇、九八〇	一、五九四、二六七	二、一九六、九九一	一、四三四、八〇〇	六三八、一七七
大正元年	三三、一六五、九一四	五、〇三五、二九九	四、〇六一、八五一	二、〇三六、三三四	二、四五五、五七四	一、四〇八、一四三	六六三、三七〇
同二年	三三、二九九、〇六六	五、三九五、七九五	三、七三三、二九九	二、五八四、三〇〇	二、三六一、六四一	一、四〇九、四九九	八一七、〇一一
同三年	一六、九八〇、七六〇	五、六〇一、〇七七	二、九九七、〇八二	二、三六三、八六一	一、六〇六、三四〇	八六四、七六〇	八二二、六五三
同四年	三〇、七七〇、六七九	五、三三八、四四九	三、〇〇五、五三七	一、八四九、三四一	一、八五八、三一八	九八四、二一九	五七五、六四八
同五年	三三、九三五、八二二	五、二七三、一四四	三、五四六、七〇六	二、六六一、二八七	二、二七四、五六九	一、七二八、五三〇	九二五、一八〇

漁獲物と重要産物 (二)

年次	農産	工業	水産	林産	鑛産	合計	指數	現住一戸當生産額
明治四十年	二四、八九三、七七七 ^円	一五、五三三、七九三 ^円	二、四三三、九五六 ^円	四七六、七〇一 ^円	二八、四三三 ^円	四三、九七九、六三九 ^円	100	三一 ^円
同四十一年	二〇九、四六六 ^円	一、一七六、六四〇 ^円	一、三三三、三三三 ^円	六二四、三六一 ^円	七二六、二五六 ^円	二〇四、九七三 ^円	204.973	?
同四十二年	三七九、三〇一	一、〇一六、三三五	八〇一、七六〇	五四一、三三〇	八九五、五八三	二九一、二〇七	291.207	?
同四十三年	三四〇、〇八六	一、〇八七、六四八	八四一、八〇〇	六三九、〇三六	六四〇、七七一	五七四、五〇〇	574.500	?
同四十四年	三七六、二七〇	一、一九八、八四六	七五三、二〇五	六三〇、四七七	六三〇、四七七	六二二、三〇〇	622.300	?
同四十五年	三九四、八四三	一、二二二、四三三	七六八、四六〇	六二八、三三〇	六三九、〇一八	七四九、七〇〇	749.700	?
大正元年	四二八、一七〇	一、二七一、三四五	八三二、八五〇	五七五、八一〇	八五二、六七五	七二五、〇〇〇	725.000	?
同二年	四〇四、四七一	一、一五六、二八一	八三四、七六二	五二六、二七五	八五二、六七五	五五三、九〇〇	553.900	?
同三年	三二八、四五五	五八五、七八五	七四四、〇七	五〇七、二〇〇	八一三、一六六	三三一、三三六	331.336	?
同四年	八二八、八九九	七七五、四三五	五七七、〇四七	七三〇、〇〇八	七〇〇、六六六	四〇八、〇三〇	408.030	?
同五年	九〇七、九一〇	八五四、二三〇	八五八、〇〇〇	八五七、八一六	七七三、四二一	七〇、九九九	70.999	六〇六、〇八四

二、水産物と生産物比較

一四〇

年次	富山	石川	新潟	合計	指數	現住一戸當生産額
同四十一年	二七、〇八八、三四一	一四、三八七、三五九	三、七〇、四八九	六三、九一八	100	三三八
同四十二年	三三、四三四、六五四	一五、七〇〇、二五一	二、三〇五、五八二	四一、九〇六、五六〇	98	三〇九
同四十三年	三三、七〇四、五七	一六、四九六、六四	二、一八、七八一	四八、五二二	100	三三八
同四十四年	二九、〇〇三、〇四八	一七、八三六、三五	二、三三三、五七七	四九、八三四、五五九	116	三六八
大正元年	三七、二四五、八三〇	一九、八二八、七四	二、六七五、三四三	六〇、〇四四	141	四四七
同二年	三七、七〇〇、四八三	二〇、二三五、五三五	三、〇三五、八九	六三、〇一〇、三〇五	145	四四五
同三年	三三、五四八、五六四	一七、八六六、三六	三、〇三二、九九〇	四四、三九八、八三四	103	三四四
同四年	二六、五〇九、四五七	二〇、二三三、四八三	二、五四九、九九〇	四八、〇〇七	117	三四四
同五年	二八、八三〇、四九九	二五、〇三三、〇三九	三、四三四、六九八	五七、三〇七	135	四二二

三、北陸三縣縣費水産勸業費

大正四年

種別	富山	石川	新潟	合計
水産試驗場費				一七、八九三 ^円
水産講習所費				一、八〇〇 ^円
水産組合聯合會補助費				二、〇〇一 ^円

第六章 参考

一四二

水産獎勵費	1,000
水産技術員費	
漁船改良補助費	
漁場測量標及禁漁標費	355
合計	1,355

一四二

四、北陸三縣重要水産物漁季概要

縣別	季節	真鱈	脊黑鱈	鯛	鰯	鯖	鮪	鮭	鱒	鱈	二番柔魚
新潟	初期 四月	五月	四月	五月	六月	七月	九月	十一月	二月		五月
	盛期 五月	六月	五月	六月	六月	七月	十月	十二月	三月		五月
	終期 七月	七月	七月	七月	八月		十一月	七月	五月		六月
富山	初期 二月	五月	五月	五月	五月	五月	九月	十一月			八月
	盛期 四月	五月	六月	六月	六月	六月	十一月	十一月			八月
	終期 十月	十一月	十一月	十一月	十二月		十二月	十二月			十二月
石川	初期 三月	九月	九月	九月	九月	九月	十二月	十二月			十二月
	盛期 四月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十二月	十二月			十二月
	終期 六月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月					十二月
合計		3,054					1,562				2,511

五、北陸三縣漁船

大正三年

種別	新	鴻	富	山	石	川
五間以上發動機を有せるもの	1,791	1,560	883	291	1	606
三間以上發動機を有せるもの	1,031	1,560	2,936	3,850		4,565
未間						4,804
未間						9,976
汽船	3	3		1		
帆船	3	3		3		
補助機關を有せるもの	3	3		3		
補助機關を有せざるもの	6	6		3		

第六編 參考

一四三

茨城	栃木	三	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	富山	福井	青森	山形	秋田	福島
68	33	33	30	27	23	22	21	21	21	21	21	21	21	21
58,641	12,145	14,739	25,729	10,558	7,117	30,570	17,788	9,690	33,335	9,033	18,809			
34	33	35	38	36	41	44	44	40	40	40	46	46	46	46

六、沿岸線、漁民及漁獲高

地方別	沿岸線一里に對する漁民數	沿岸線一里に對する漁獲價額	漁民一人に對する漁獲價額
北海道	68	13,875	201
東京都	128	14,716	115
大阪府	39	11,363	291
兵庫県	45	6,053	134
長崎県	76	36,227	476
新潟県	62	20,666	333
埼玉県	62	7,511	121
群馬県	66	14,643	222
千葉県	127	46,365	365
合計	1,037	3,883	374

山青巖福宮長岐滋山靜愛三奈枳茨千群

形森手島城野阜賀梨岡知重良木城葉馬

七三、三三五	三四〇	三三、七〇五	九一、〇五五
四、四七八、三六五	二、一三六、二五九	三二五、七三〇	
二、三二八、八八三	七四六、四〇七	六、七五八	
一、〇〇、八二八	一、五六四	七、八九九	
五四、一三三		三二、〇五七	
二、八六九、〇六六	一、四五一、九九七	一三四、五三四	五四、〇九〇
一、八九一、〇四四	一、〇四六、〇六九	四〇一、〇五一	三三、七〇〇
四、一八六、〇六六	一、九三七、六八六	一六三、三五六	一、五八八、二七三
三四、二七八		二二、二九五	
五五五、六三八	一、一七八六	四九、八九六	
三〇九、四三〇	四、三八六	五九、二二三	
二五六、三九〇	一八、七三〇	一三、七三四	
一、二七五、八五	一、二三五、一三七	七九、七三二	四四三、九三九
一、三三六、五三三	四一五、三六五	一三、九三八	
一、六〇五、四八四	一、三三八、八八九	一八、八〇四	八、四〇二
一、五四八、七五九	一、一〇七、二五五	五〇六	
四四八、七三五	三三六、六三八	三〇、七〇三	

秋福石富島島岡山廣和德香愛高福大佐

歌

田井川山取根山島山口島川媛知岡分賀

五八一、四六九	八〇、五四四	三二、五二四	
一、二七七、四二二	八〇一、五四八	一、三三七	六三三
三、五五四、一〇一	一、二五、〇〇七	六、八一九	
一、七四七、九三四	八三、一六六	一、三八六	六三〇、九三四
六四、九三七	一三三、〇六〇	一〇、九五三	一一、六三三
一、五〇三、九〇一	七七六、六〇九	一四、〇六七	六、七五五
一、四九九、六五七	一五五、九三五	一〇六、〇九一	一五七、三二一
一、九五二、七九九	一、〇六、八六六	二六〇、四〇八	四八七、〇八九
二、九九三、六五八	八四九、八五九	四三、〇一〇	八九一、八三七
一、二六一、四〇六	三〇五、二二三	一三、五二六	一八五、一五六
一、〇八六、九〇七	三六三、二九六	五〇〇、〇〇〇	五六、六八六
一、一五三、九三七	二二、九六一	九、八三二	四〇五、六三四
一、九五三、一四四	八四六、三二五	六、一五三	二八五、一七
三、二二七、二五五	一、七七、八九三	一、四九九	
二、二〇三、六八三	五八九、七五九	七四、一五三	八六五、〇一一
一、四八二、九三二	八二八、三三八	四〇、四九九	一一四、六三六
一、〇五三、六五〇	三三〇、五三〇	一七五、七九九	二〇三、二四八

熊本	一、四〇三、六九五	三六、一七〇	四九、三四四	一四〇、一四三
宮崎	一、五三〇、四三四	三八七、一三六	六、四三九	七三、三三〇
鹿兒	三、五六九、五八	二、二九三、九五二	九六三	一六、二七九
沖繩	七二五、九五六	三五〇、八一五	六三	—
計	九五、〇五三、八二八	五二、一七四、九〇三	四〇八七、三八	二一、三〇六、八七

一五〇

大正七年三月二十八日印刷
大正七年三月三十日發行

富山縣水產組合聯合會

富山縣下新川郡經田村大字濱經田村三十九番地

發行兼編輯人

濱田長次郎

印刷人

富山市二番町五番地

高畠商會

代表社員 清水宗三郎

印刷所

富山市二番町五番地

高畠商會

1424
3791

終

